

決算審査特別委員会

10月2日（木）午前9時3

0分開議

議題1 「議案第59号 平成19年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について」の

審査について

2 「議案第60号 平成19年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

について」の審査について

3 「議案第61号 平成19年度嵐山町老人保健特別会計歳入歳出決算認定につ

いて」の審査について

4 「議案第62号 平成19年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ

いて」の審査について

5 「議案第63号 平成19年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に

ついて」の審査について

6 「議案第64号 平成19年度嵐山町水道事業決算認定について」の審査につ

いて

○出席委員（12名）

1番 畠 山 美 幸 委員
3番 金 丸 友 章 委員
5番 吉 場 道 雄 委員
7番 村 田 廣 宣 委員
9番 清 水 正 之 委員
11番 松 本 美 子 委員

2番 青 柳 賢 治 委員
4番 長 島 邦 夫 委員
6番 河 井 勝 久 委員
8番 川 口 浩 史 委員
10番 安 藤 欣 男 委員
12番 渋 谷 登美子 委員

○欠席委員（なし）

○委員外議員

柳 勝 次 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局長 杉 田 豊
主 査 菅 原 広 子

○説明のための出席者

岩 澤	勝	町	長
高 橋	兼 次	副 町	長
田 邊	淑 宏	環 境 課	長
強 瀬	明 良	環境課環境政策担当	副課長
水 島	晴 夫	産業振興課	長
大 沢	雄 二	産業振興課農林担当	副課長
簾 藤	賢 治	産業振興課商工観光担当	副課長
木 村	一 夫	都市整備課	長
内 田	孝 好	都市整備課管理担当	副課長
根 岸	寿 一	都市整備課建設担当	副課長
新 井	益 男	都市整備課区画整理担当	副課長
小 澤	博	上下水道課	長
山 下	正 幸	上下水道課下水道担当	副課長
加 藤	信 幸	教 育	長
小 林	一 好	教育委員会学務課	長
大 木	剛	教育委員会学務課学校教育担当	副課長 兼指導主事
小久保	錦 一	教育委員会学務課嵐山幼稚園	園長
小 林	秋 男	教育委員会学務課学校給食共同調理場	
田 幡	幸 信	教育委員会生涯学習課	長
植 木	弘	教育委員会生涯学習課生涯学習担当	副
小 黒	準 三	教育委員会生涯学習課	

知識の森嵐山町立図書館館長

館長	大	塚	洋	一	教育委員会生涯学習課嵐山中央公民館
	水	島	晴	夫	農業委員会事務局長 産業振興課長兼務
	松	本	武	久	代表監査委員
	藤	野	幹	男	監査委員

◎開議の宣告

○渋谷登美子委員長 ただいま出席委員は 12 名であります。定足数に達しておりますので、決算審査特別委員会の会議を開きます。

(午前 9時31分)

◎諸般の報告

○渋谷登美子委員長 ここで報告をいたします。

本日の委員会次第書は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

◎議案第59号の質疑

○渋谷登美子委員長 第 59 号議案 平成 19 年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に、健康福祉課に関する部分までの質疑が終了いたしております。本日は、環境課及び上下水道課に関する部分の質疑から行います。

どうぞ。ないですか。終わりますか。

川口委員。

○川口浩史委員 86 ページの環境衛生諸事業の委託料なのですが、捕獲獣処理業務委託ということで出てますけれども、どんな動物を捕獲することにしたのか。捕獲したのか。業者はどこに委託したのか、伺いたいと思います。

それから、次のページの関越道の騒音測定なのですが、1回目が7カ所測定して、2回目が1カ所を3日間連続してやったと。この2回に分けてやったのはどういう目的を持ってやったのですか、伺いたいと思います。

それから、塵芥処理の関係なのですが、全体としてふえているという傾

向があると思うのですけれども、いわゆるごみの量というのはふえてきている傾向があるのか、伺いたいと思います。

それとこの中で携帯電話に関して町は何の対策もとっていないと思うのですけれども、どのくらい捨てられたというか、処分されているのかというのは数としてつかんでいるのでしょうか、伺いたいと思います。

それから、次の 88 ページの不法投棄の件なのですが、これ処理手数料が昨年と比較して下がっているわけですね。不法投棄というのは、ちょっと少なくなってきた傾向があるということなののでしょうか。わかりづらいですか。不法投棄の傾向ですね、不法投棄の傾向が少なくなっている傾向にあるのか、伺いたいと思います。

それとそのページの一番下の埼玉環境整備推進事業積立金、これどういう目的の積立金なののでしょうか、伺います。

あと 108 ページのこの表といいますか、委託をしたところの將軍沢里山除草委託、草刈り委託なのですけれども、これ区長に委託をしたというのは、ちょっと今までの傾向からして違うなと思うのですけれども、これはどういう経過からこうなったのでしょうか。

それと補助金の嵐山町林業研究会、これ昨年4万 4,500 円で今回は大幅にふえているのですけれども、このふえた理由を伺いたいと思います。

以上です。

○渋谷登美子委員長 田邊環境課長。

○田邊淑宏環境課長 それではお答えをさせていただきます。初めに、環境衛生諸事業の 86 ページの関係なのですけれども、ここで委託料で捕獲獣処理業務委託というものが1万 8,000 円あるわけがございますけれども、これにつきましては、特定外来生物でありますアライグマの捕獲のために使った委託でございます。これにつきましては、当初委託で 30 万で委託料を組んでたわけなのですけれども、それが途中いろいろ県のほうの指導だとかその辺の関係ございまして、猟友会のほうに委託をずっとしていこうというふうに考えていたわけなのですけれども、それがちょっとできなくなりまして、それで途中で打ち切ったということなのですけれども、これについては猟友会、小川地区、小川猟友会の嵐山支部のほうへ委託して行ったお金が1万 8,000 円あるということです。これについては、単価契約、時間当たり 2,000 円で9時間やっていただいたお金の1万 8,000 円ということでございます。

次には、関越自動車道の騒音測定の関係だと思うのですけれども、これが最初7回、7カ所やって、次に3カ所やったという、その辺の目的なのですけれども、最初の7カ所の調査で、それで環境基準値を超えている箇所

が1カ所ございました。それで環境基準値を超えているからすぐ防音壁をやってくれというような要望ができないわけでごしまして、それについては3日間連続の環境調査をやってもらって、それで要請限度、これ要請限度というが、要するに幹線道路というか高速道路とか国道とか幹線道路、その付近に接する空間の特例値なのですけれども、それが基準を超えていれば市町村長が公安委員会に頼めるというかお願いできるというような仕組みになってございまして、その測定で3日間の連続の行ったということでございます。結果ですけれども、その結果、やはりこれが昼間の基準が75デシベル、それで夜の基準が70デシベルなのですけれども、これについては昼間が78で、夜が75ということで超えてございますので、防音壁設置の要望をお願いして、今年度からやってくれるような予定になっております。

次に、ごみの量につきましては、一般家庭から排出されるごみなのですが、これについてはちょっと3カ年見てもそんなにふえているとか減っているとかというような状況ではなく、ほぼ横ばいぐらいな状態で来ています。一応状況的にはそんなことです。

それと次に、携帯電話の関係なのですけれども、これについては携帯電話がどのぐらいあったかというのはちょっとうちのほうでは把握してございません。

不法投棄が少なくなった傾向ということなのですけれども、それについては、やはり職員が月1回の清掃だとかほかに気がいたら地元の環境美化のほうから、委員さんのほうから連絡があったり、その都度片づけたりということで、結構きれいになってきています。そういう傾向で少しずつは減ってきているのかというふうに考えます。

続きまして、埼玉環境整備事業の推進積立金、これにつきましては、平成15年から19年までの5カ年で20万ずつ積み立てて、今100万になっています。これについては、20年度はもう100万になってないのですけれども、今不法投棄、要するにされた場合に大きな不法投棄をされた場合について、これを県と町とそういう補助というかをもらって、補助とその積立金を使って片づけていくと。要は悪影響を及ぼすような場合にその対策を、要するに民地に捨てられていても環境に悪影響を与えるような大きな不法投棄、そういうものについて、それを最小限の形で片づけていこうというようなために使う拠出金なのですけれども、そういうことです。

108ページの委託料で將軍沢の区長のほうに委託していると、どういう経過からかということでございますけれども、これについては昔というか前に、要するに町で買った経緯もあると思うのですけれども、要するにそういうことで町が購入して、その後その山を里山として保全しているということの中で、

やはり地元の方にその辺の取り組みをやってもらおうというようなことから將軍沢の区のほうにお願いしてやってきているというような状況です。

林業研究会の補助金なのですけれども、これについては、その補助金の内容というのか千手堂の小千代山の下草刈り、これが26万2,000円です。それとあと緑化推進委員会、これも緑化推進委員会なのですけれども、すべて緑化推進委員会なのですけれども、あと苗木、それが10万円で合わせて36万2,000円ということなのですよ。それで千手堂の小千代山の26万2,000円というのは、これは春、みどりの家庭募金をやってもらっていて、その前年度の実績の半分为還元されるということで、多少はそこで額が変わってきます。そういう関係でこれは幾らか額が変わってくるのかなとは思いますが。

以上です。

○渋谷登美子委員長 川口委員。

○川口浩史委員 ありがとうございます。

86ページのこの捕獲獣、アライグマの件なのですが、このちょっと猟友会に依頼、委託したのだけれども、打ち切ったという理由がちょっと説明なかったもので、打ち切って変わりのものをどうしたのか、伺わせていただきたいと思います。

それと騒音の関係はなるほどわかりました。これ場所はどの辺だか、差し支えなかったらお聞きしたいと思います。

それと携帯電話の件なのですが、これ今後になってくるわけですので、貴重な金属が含まれているということであるわけですよ。これを今世界中で出たために環境破壊も進んでいるというふうに言われているわけですので、これを処分する場合に町が責任持って、何というかな、町が処分をして、ごみと同じような扱いにしていけることが必要かなというふうに思うのですけれども、これはこれからの問題ですね。これは要望でいいです。質問できないでしょう。

○渋谷登美子委員長 田邊環境課長。

○田邊淑宏環境課長 ではお答えさせていただきます。すみません。ではアライグマの関係でございますけれども、これはなぜこういうふうになってきたかということなのですけれども、これ歳入のほうに県の委託金、31ページに保健衛生費委託金、その中にアライグマの個体分析調査業務委託というのがあるのですけれども、これが急遽県のほうでこういう委託金を差上げますので、町のほうで使ってくださいということで話がございまして、それでこの辺の業務を進める中で県と町が委託をして、さらにそれを猟友会のほうに委託するというのは、ちょっとまずいだろうと。そういうことでそれができなく

なつたと。それについては、町職員で対応するしかないということになりました、それはすべて環境課と産業振興課のほうで対応したというような状況です。ですから、かなり業務はふえてしまいました。

次に、騒音の関係の場所なのですけれども、その基準値を超えたというところは、広野2区に接する部分で、調査したところそこが超えているということでございまして、それについては防音壁の設置の要望を出してありまして、それを設置してくれるというようなことで、今返答いただいております。

以上です。

○渋谷登美子委員長 清水委員。

○清水正之委員 86 ページの河川の水質、それからその下の悪臭、基準値を超えているところがあったら教えてもらいたいというふうに思います。

それから、不法投棄、先ほど話ありましたけれども、不法投棄なのですけれども、民地の部分も含めてどのぐらい来ているのかというのは、数字もわかりますか。それから、家電のほうについても同じなのですけれども、民地の部分は役場では対応しないというふうになっているのかなと思うのですが、この民地の部分も含めて嵐山町でどのぐらいになっているのか。なかなか捨てた人の判明というのは難しいのでしょうか、町内の人の場合があったのかどうか、わかったら教えていただきたいというふうに思います。

それから、108 ページなのですが、小千代山の購入とあわせてみどりの保全条例の制定をしたかと思うのですけれども、地域の中からそういった保全のための話というのが出ているのでしょうか。条例として制定したところがあったのかどうか、あわせてお聞きをしておきたいというふうに思います。

以上3点ですが。

○渋谷登美子委員長 田邊環境課長。

○田邊淑宏環境課長 初めに、河川の水質のほうの関係なのですけれども、これについては環境基準値を超えているところがあったということでございますけれども、19 年度の調査で市野川が2カ所、それに槻川が2カ所、それと都幾川が2カ所やっているわけですけれども、それで年4回やっているわけなのですけれども、やはりBODだとか大腸菌群数というのですか、これについては基準値を超えております。特に市野川が多いのかなというふうに感じます。ただ、槻川にしてもこれは谷川橋のところで調査した結果なのですけれども、これについても大腸菌群数については4回やっているうちの3回は超えているというような状況です。それと槻川橋、そこについても4回のうち2回は超えているということで、比較的その辺については大腸菌の関係が基準値を超えているというような状況です。

それと悪臭のほうの関係、セイメーファーム、これについてはセイメーファ

一ムの関係で水質、騒音、悪臭ということで調査をさせていただきました。水質については、基準値をクリアしております。騒音につきましては、若干これは超えているところがあります。それと悪臭については、かなり超えているということでございまして、クリアできているのが水質だけということの状況でございます。

続きまして、不法投棄の量の関係でございすけれども、件数ではちょっと今ここに手元にはあるのですけれども、ステーション関係で不法投棄されたところが7回、それと換地、道路、水路とかそういう換地に捨てられたところが16カ所、それと自転車が4、車が1というような状況です、19年度については。

それと家電のほうの関係の不法投棄でございすけれども、これについては19年度エアコンが1台、それとテレビが31台、冷蔵庫が13台、それと洗濯機が7台、計52台というような状況でございす。

続きまして、それと実際に民地、民地についてはその不法投棄の関係については町のほうとしても手が出ない部分がございまして、把握していない状況でございす。町内ということで話が合ったのですけれども、それについてもちょっと数字的にはつかめてない状況でございす。

それと次に里地里山づくりの条例の関係でございすけれども、これについても小千代山については、保全地域として指定していこうということで今年指定しました。それと広野の2区に隣接する里山については、広野2区のそういう里地里山も保全してくれるグループがございまして、その方に保全してもらおうということで、今その辺の協定だとか契約だとかその辺のところを行っている状況でございす。

以上です。

○渋谷登美子委員長 ほかにあれば。

河井委員。

○河井勝久委員 説明書のほうでお聞きします。85ページの合併浄化槽の補助の関係なのですけれども、5基というふうに決まっているわけなのですが、この締め切り、いわゆる申し込みが5基で決められて後、どのぐらいの割合でさらに申し込みが出てきているのか。例えば年の途中でそういう人がたまたま5基と知らずに申し込まれる方がいるのかどうか、そういうことでの要望はあるのかどうか、お聞きしておきたいと思います。

それから、合併浄化槽をこれからもどんどん家族がふえてくるのだらうというふうに思っているのです。この住宅や何かがそういうふうに建っていますので、そういう形になるのだらうと思うのですけれども、これ需要がふえてくるという形については、補助の動きというのはそれでいいのかどうかの検

討というのはされたことがあるのかどうか。

それから、例えば年間どのぐらいの割合で今嵐山町の中で合併浄化槽が設置されてきているのかどうか、おわかりになったらお聞きしておきたいと思います。

それから、ページちょっと確認できないのですけれども、不明水の関係ですけれども.....

○渋谷登美子委員長 不明水は下水道。

○河井勝久委員 下水道だっけ、すみません。上下水道だから.....

○渋谷登美子委員長 下水道会計、特別会計。

○河井勝久委員 えっ。

○渋谷登美子委員長 特別会計。

○河井勝久委員 ごめんなさい。ではそれだけお願いします。

○渋谷登美子委員長 小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 合併浄化槽のことでお答えいたします。

この5基以外で締め切り後どのぐらいあったのかということなのですが、残念ながらないのです、これが。といいますのは、今現在のこの補助金の制度が一般の新しい、新築家庭については補助出してませんので、単独から変えるとか、くみ取り槽から、一般のくみ取りから変えるとかそういうことですので、これ非常に需要少ないのですね。ですから、この5基で間に合ってしまったということでございます。

そして、20年度についても今現在でまだ2基の申請しかないのですよね。それで町全体でというふうなことなのですが、調整区域のところで新しいうちが建つのは税務課のほうでちょっと聞いたのですが、40世帯ぐらいというふうなことで、これについては当然合併処理の浄化槽はつけなくてはいけないということになっていますので、それはつけるでしょうけれども、それについては補助金の対象外ということでございます。

以上です。

○渋谷登美子委員長 河井委員。

○河井勝久委員 余り少ないのでびっくりしたのですけれども、町のほうでは今後合併浄化槽についてどんな内容で例えばそういう水質汚染や何かの問題も含めて当然出てくるのだろうと思うのですけれども、そういう面での省令や何かについては具体的なPR活動なんかやってきているのでしょうか。あるいはそういう現在ある例えばトイレや何かを改修する場合にそれぞれそういう形での業者や何かからその取りつける個人の人や何かに対しての、そういうのでこういう補助金が出ますよとかそういう形での話というのはされないようになっているのですか、その辺はどうなのですか。

○**渋谷登美子委員長** すみません。よろしいですか。19年度のことについてもよろしいですか。

○**小澤 博上下水道課長** 19年度については、先ほど申し上げたとおりでありまして、非常にそういうPR活動については広報紙でPRをしたと、2回しております。

○**渋谷登美子委員長** 長島委員。

○**長島邦夫委員** 1点だけ質問させていただきます。

歳入の部分ですが、37 ページをちょっとお開きいただきたいと思います。雑入で資源物の売却の代金が入っておりますが、884 万 4,380 円ですか、非常に高額なのですが、これは常時資源物で回収場所に持っていくのか。それとも年に1度、2度でしたか、環境美化の指定日がありまして、そのときに各地区で活動しておりますが、そういうものを全部含めたのか、その点をちょっとお聞きできればというふうに思いますが。

○**渋谷登美子委員長** 田邊環境課長。

○**田邊淑宏環境課長** 雑入の資源物の売却の関係でございますけれども、これについては段ボール、それと新聞紙、雑誌、牛乳パック、衣類、それにたまにガラスといったものでございまして、これはこのごみ収集カレンダーの中のこの火曜日とか水曜日とかに金属とかアルミとかありますけれども、これの回収にあわせて回収して、それを売却してもらった代金でございます。

以上です。

○**渋谷登美子委員長** 長島委員。

○**長島邦夫委員** それに関することで支出のほうで、歳出のほうなのですが、関連しておるのですけれども、資源ごみの収集運搬事業がございましたけれども.....

〔「ページ」と言う人あり〕

○**長島邦夫委員** ページは 87 ページですけど、これは2千何百万円ぐらいございますけれども、ここに委託料ですからこれは今そういった売り上げを上げるため、収集するために業者さんが回収をしてそれで衛生組合のところですか、そこまで持っていくその運搬料みたいなものなのですか。それとも向こうの衛生組合に任せたものも入っているのでしょうか。ちょっとよくわからないので、ちょっと教えていただきたいと思います。

○**渋谷登美子委員長** はい、田邊環境課長。

○**田邊淑宏環境課長** お答えさせていただきます。この資源ごみの回収運搬につきましては、種類としてペットボトル、それと資源プラ、それと茶、無色の瓶、それとアルミ缶、それに3番目に書いてある紙、衣類というのがあるのですけれども、その段ボール、新聞紙、雑誌、牛乳パック以下紙類に分か

れております。これについては、下の紙、衣類については、これは中田紙業さんのほうでやっていただいているのですけれども、直接中田紙業さんのほうにいつてしまいます。それで上の2つの1ブロック、2ブロックに分かれているのですけれども、この中でアルミ缶については、中田紙業さんのほうに持つていつております。それでほかの部分については、小川地区衛生組合のほうに収集して搬入しているということでございます。その委託の代になっております。

以上です。

○長島邦夫委員 ありがとうございます。わかりました。

○渋谷登美子委員長 ほかに。

吉場委員。

○吉場道雄委員 説明書のほうでお伺いします。88 ページ、動物の死体処理の委託料の関係なののですけれども、昨年より5万円ほどふえているのですけれども、どのような動物なのか、どのような傾向になっているのかと。

これ関連してまして、24 ページですか、動物の死体処理の関係で手数料2件ということで4,000 円、ここの内容ですか。動物の大小にかかわらず一律なのかお伺いします。

以上です。

○渋谷登美子委員長 田邊環境課長。

○田邊淑宏環境課長 お答えさせていただきます。動物の死体処理事業の関係でございまして、これは18万5,850 円支出したわけでございますけれども、これの実際に処理した内容でございますけれども、これについては犬が5、猫が62、その他として128、計195 件処理してございます。

続いて、ページ24 の歳入の動物の死体処理の手数料でございますけれども、これについては、1件2,000 円ということで2件ございまして、4,000 円になっています。これについては、犬について1体当たり2,000 円ということで、大小は関係なく2,000 円ということでございます。ちなみに猫については1体1,000 円ということになっております。

以上です。

○渋谷登美子委員長 吉場委員。

○吉場道雄委員 これですと、交通事故で亡くなるケースが結構多いと思うのですけれども、動物ですので、道路から民地ですか、に入っていくような動物も結構亡くなっていると思うのですけれども、粗大ごみではなく、不法投棄の場合は公共地の場合は嵐山町に持ってくるのですけれども、民地の場合は民地で持つということなののですけれども、この動物の場合はどのように考えたらいいのですか、お聞きします。

○渋谷登美子委員長 田邊環境課長。

○田邊淑宏環境課長 そこはちょっと難しいところで、要するに道路でその動物がはねられて、それでたまたま民地に入って死んでしまった場合にその辺をどうするのかというようなことだと思うのですけれども、その辺については明らかにそういうことでわかるのであれば、町のほうの今委託している業者というか、そこに前に出してといてもらったり何かして処理するというようなことにはしております。ただ、猫の場合については持ち主がはっきりしないので、その辺のところの処理だとかその辺も難しいのですけれども、その辺はちょっと臨機応変に現場見た感じで対処していきたいとは思っています。

以上です。

○渋谷登美子委員長 吉場委員。

○吉場道雄委員 前は野良犬とかよく死んでいる場合がありますけれども、野良犬はよく農家のほうで私はそこへ掘って埋めたりなんかすると、一応処理見舞いではないけれども、そういうような関係で幾らか補助金みたいのがあったのですけれども、今はどういうふうになっているのか、ちょっと最後に聞きたいのですけれども、よろしくお願いします。

○渋谷登美子委員長 田邊環境課長。

○田邊淑宏環境課長 今現在はまことに申しわけないのですけれども、それについては補助はないのですよね。そのかわり積極的に町のほうで片づけていくというような方向で考えております。

以上です。

○渋谷登美子委員長 ほかにありませんか。

松本委員。

○松本美子委員 説明書でお願いをしたいと思いますが、86 ページなのですけれども、先ほど質問等もありましたけれども、もう一度すみませんが、99、事業名 99 でしょうか、環境衛生の諸事業ということになると思うのですけれども、先ほど委託料の関係で私の聞き落としかも知れないのですけれども、嵐山支部のほうの猟友会に今までは委託をしていたのですけれども、そこら辺はちゃんとわかっていますが、単価の若干契約で9時間ほどだという説明と。それから町のほうでこれから職員さんの対応だというようなことだと。それにアライグマが主だったとか、ちょっとそのような説明だったかと思ったのですけれども、もうちょっと細かく、これ申しわけないのですけれども、ちょっと猟友会に入っている方たちがいまして、その方たちからもちっとお話をもらった経緯がありますので、もうちょっとすみませんが、細かくお世話になればよろしく説明をお願いいたします。

それと次のページの不法投棄の関係なのですけれども、事業名の6の

場合につきましてはの不法投棄の処理に対しましては、役務費の関係で障害保険等が6万 8,000 円でしょうか、組んでありますけれども、これは保険を使った経緯があったのかなかったのかをお尋ねをします。それと保険の内容ででしょうか、2点お願いします。

○渋谷登美子委員長 田邊環境課長。

○田邊淑宏環境課長 これは保護鳥獣処理の委託の関係で1万 8,000 円ということで先ほど単価契約で9時間で 2,000 円の単価ですよということですよとお話させてもらったのですけれども、これは当初の考え方として猟友会、小川猟友会嵐山支部のほうに1年間を通してそのアライグマとハクビシンの委託をしていこうというふうに考えていたわけなのですけれども、それが県の、県との委託契約というか、それに補助金をもらう関係でそれを再委託は調べたらできないよということで、急遽そこで取りやめて、ですから始まってすぐやめてしまったというような状況でこれだけの9時間しか使っていないということでこの金額になっているというものでございます。

次に、不法投棄処理事業の中の障害保険につきましては、これは春と秋に美化清掃運動ということで町内一斉に行っておりますけれども、そのときに実際これは出ていただいた方に何か事故でも遭ったときにその辺の保険を掛けておこうではないかということになりまして、その方にかかるような障害保険ということになります。それが6万、2回で6万 8,059 円ということになっています。

以上です。

〔「経緯がありましたかということ聞いたのです」と言う人あり〕

○田邊淑宏環境課長 ですから、これは当然先ほど言ったように、その障害の事故とかの関係は使ってございません。事故がなかったということで、使用はしてございません。

以上です。

○松本美子委員 わかりました。

○渋谷登美子委員長 安藤欣男委員。

○安藤欣男委員 重複する部分もありますけれども、第1点は資源ごみの関係なのですが、売却代金はかなり上がってきて 884 万 380 円ということですが、収集は委託をしているわけですよ。これの収集の委託ですから、ただこの資源ごみの各地域ごとの量の確定はどこで確認しているのでしょうか。量の確認ですね、それをお伺いしたいと思います。

それから戻ってすみませんが、荒蕪地.....

○渋谷登美子委員長 ページ数言っていただけますか。

○安藤欣男委員 ごめんなさいね。85 ページの上のほうですね。総額では委託料 60 万 7,880 円ですが、これは荒蕪地というのは町内にかなりあって、これで処理をしているわけです。頼む人は毎年頼むのだと思うのですが、大体荒蕪地と思われるものがほぼ解消しているのかどうか。

以上です。

○渋谷登美子委員長 田邊環境課長。

○田邊淑宏環境課長 資源物の売却と運搬の関係ですけれども、これにつきましては、量の確定はどういうふうにしているのかということでございますけれども、これについては実際にこの暦に沿って回収をして、それで一番いっているのが中田紙業さんのほうへいっているわけですが、それについては町のほうは中田さんにお任せして、その重量ははかってもらって、それを町のほうに報告してもらって、それで単価を決めてその売却代金ということでございます。

荒蕪地の関係ですけれども、実際に苦情があったり、あと毎年頼んでいるところもございますけれども、そういうところを町のほうで把握したり現場を見たりして通知を出して、その所有者の方に通知を出して、自分で刈るか町のほうに委託するか選択してもらって、出してもらったわけなのですけれども、実際にはその中でも所有者が見つからないとか実態にその辺の回答がなく、何もしてくれなかったとかという部分もあります。ですから、それが完全に解消されたかということはずなないというような状況です。ですから、それ以上のまた町のほうで刈れとかという部分をどこまでその環境に影響を及ぼしているのかという部分もございますので、その辺はちょっと難しい部分でお願いするしかないというふうに考えております。要するに草の伸び方、隣の人を感じ方で違ってくと思うのですよね。要するに今後大きくなってしまっている場合と小さくても刈ってほしいというような苦情を言ってくる方もいらっしゃると思いますので、その辺はちょっと無理は言えないですけれども、町でできる範囲のお願いはしている。それで実際には町でお願いしてやってくれる人しかやってもらえないというような状況でございます。

以上です。

○渋谷登美子委員長 安藤委員。

○安藤欣男委員 答弁漏れというか、紙類はわかりましたが、ほかのペットボトルとかそういう資源ごみの量の確定というのは、それはどうなっているのか、アルミとか鉄類。

○渋谷登美子委員長 田邊環境課長。

○田邊淑宏環境課長 すみません。先ほどちょっとお話しさせてもらったように、ペットボトル、それと資源プラ、それと茶、無色の瓶、これについては

小川地区衛生組合のほうに搬入になります。ですから、これは売却の中にちょっと入ってないのですけれども、売却の中に入っているのがアルミ缶が入ってます。アルミ缶の回収については、先ほど言いましたように、町内の2社が集めて、それを中田さんのところへ持って行って、それをはかって確定していると。ほかの段ボールだとか先ほど言った新聞紙だとか雑誌、牛乳パック、そういったものについては直接中田さんが回収してますので、中田さんのほうへいっているということになります。

以上です。

○**渋谷登美子委員長** 安藤委員。

○**安藤欣男委員** 荒蕪地の関係ですが、今課長の答弁だと近隣の人が問題だと言ったものだけやっていくような感じなのですが、主にですよ。ただ、見て歩いて何といいますか、景観あるいは火災等々の問題とか危ないようなところについては、所有者に要請というかそうしたものはやってないのでしょうか。荒蕪地、今は少なくなっていると思いますが、ただそうは言いながら、地産、志賀2区なんかも住宅が空き家ができたり、それは荒蕪地とは言えないかもしれないけれども、荒れているところなんかは、これは荒蕪地対策とか若干違いますが、どういうふうな対応をしているのでしょうか。

それから、この資源ごみの関係ですが、中田紙業に一任してしまっていると。アルミ缶については、中田紙業にお願いしているのだという、これは収集したこの新埼玉あるいは有限会社ウエストですか、これの収集したのがアルミが中田紙業にいつているということなのですよ。その量の確定は、ではどうなっていますか、目方とか。それは中田紙業でだいかんでやっているのか。ただ、問題は中田紙業が集めたやつについては、報告だけだということがあるのでございます。

それからもう1点聞きたい部分は、その紙、特に新聞紙等は持ち去っては困りますよという条例規制をしたわけですが、その効果はあらわれているのか。その点もお伺いします。

○**渋谷登美子委員長** 田邊環境課長。

○**田邊淑宏環境課長** 荒蕪地の関係なのですけれども、要は苦情のあった部分、それとあと町で毎年こうお願いして、要するにつかんでいる部分がありますけれども、それについて町は毎年頼まれている部分については、一回現地を確認をして、それで実際に伸びている状況だとかそういうものを図面に落としてきて、それで所有者のほうにお願いしています。実際に火災だとかそういう心配もあるのではないかと。それについては当然こういう心配があるので、所有者の方に刈ってくださいというお願いはその都度出しております。これについては、嵐山町の清掃の環境保全条例の施行規則で空き地

の適正な管理ということがございまして、それで所有者の方にはお願いはするのですけれども、強制的にその辺はできないので、できる限りのお願いはしていくというふうにご理解いただければと思います。

それとアルミ缶の関係でございまして、これについては町内の業者が集めて、中田紙業さんに持っていくます。中田紙業さんの要するにはかりというのですか、だいかんというか、そこに乘せてもらって、それで目方をチェックしてその伝票をつけて町のほうに返してもらう。それは月々報告があります。それは先ほど言った中田さんで回収している部分もそうなのですけれども、その都度回収が終わったら計量をしてもらって、その計量したやつを月々まとめて町のほうへ報告してもらうということになります。それで単価については、毎月これ変動があります。毎月変動があるのですけれども、一応木曜日の日本経済新聞に掲載してある売却代金があるのですけれども、その売却代金で精算してもらうということですから、月々変わってきます。ただ、毎週なののですけれども、ただうちのほうとしては第1週の木曜日の日経の売却代金ですか、それを採用するということですね。

それで、それと新聞紙の持ち去りだとかその辺の関係の条例だとかということで、効果はあったかということでございまして、これについては、昨年度についても何回か小川署のほうと町のほうで3班に分かれて、それでそういう持ち去りというのを取り締まりしようということでやったのですけれども、そのときはたまたま回収というか無断な回収はなかったのですけれども、その後今年に入ってそれらしき方がいましたので、実際には現行犯では押さえられなかったのですけれども、そういうふうなことで町と警察のほうで連携してその辺の取り締まりをしているということです。ただ、この新聞紙に関しまして、減っている。要するに昨年と比べると減っているのですけれども、それは今個人の回収というか、個人で新聞社のほうとの回収がありますので、減ってきているのかなというふうには考えております。ですから、それがなければもう少しかなり効果があるのかなというふうには考えております。

以上です。

○**渋谷登美子委員長** 安藤委員。

○**安藤欣男委員** ごめんなさい。すみません。参考までに荒蕪地なのですが、面積とそれから委託先はどうなっているか、それだけをお聞きします。

○**渋谷登美子委員長** 田邊環境課長。

○**田邊淑宏環境課長** 荒蕪地整備事業の関係で委託している関係なのですけれども、これについては、19年度については、刈り取り委託料、これについては72筆ございまして、面積的には1万3,478平方メートルです。それと刈り取り処分委託料、これについては9筆ございまして、1,582平方メ

ートルです。これについてはシルバー人材センターと単価契約をして刈り取りしていただいているということでございます。

以上です。

〔「すべてシルバー人材センターですか」と言う人あり〕

○田邊淑宏環境課長 はい。

○渋谷登美子委員長 ほかに。

畠山委員。

○畠山美幸委員 今の安藤委員の関連なのですが、布なのですが、以前中学校で資源回収をしたときにぼろきれなどはお金にならないと言われて、かえって買い取っていただくような形になってしまうというお話があったのですが、今単価はぼろきれなどはあるのでしょうか。

○渋谷登美子委員長 田邊環境課長。

○田邊淑宏環境課長 衣類の関係については、実際には単価ついてないです、はい。回収だけしてもらっているというような状況です。特にあわせて、はい。

以上です。

○畠山美幸委員 はい、わかりました。

もう1回いいですか。

○渋谷登美子委員長 はい、どうぞ、畠山委員。

○畠山美幸委員 ということは、単価がないということは、重みだけはお支払いするという形になってしまうわけですか。結局はかりにかけたときに重さが出ますよね。そうしましたときにお金は払う状況なののでしょうか。それはない。回収料の中に含まれているからそれはないですね。ああ、わかりました。ありがとうございました。

○渋谷登美子委員長 田邊環境課長。

○田邊淑宏環境課長 そうですね、この布に関しましては、布、衣類に関しましては、要は収集の委託料の中に組み込んでおりまして、それが売却代金には含まれないということで解釈いただければと思います。

○畠山美幸委員 ありがとうございました。

○渋谷登美子委員長 ほかにないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○渋谷登美子委員長 なければ、環境課、上下水道課の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。45分まで。

休 憩 午前10時36分

再 開 午前10時48分

○渋谷登美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、産業振興課に関する部分の質疑を行います。

どうぞ。

川口委員。

○川口浩史委員 89 ページの連合埼玉への補助金なのですが、これ急遽
今後はなくしていきたいということで答えたわけですね。私もなるほどな
と思ってそれが一番いいなというふうに思いました。どんな協議を1年間してき
たのか、伺いたいと思います。これ町長ですね。

それから、90 ページの農業委員会の会長の交際費、これが引き下げら
れたわけですが、ただ金額がなぜ1万 100 円となったのか。何でこの
100 円がついたのか、ちょっと説明いただきたいと思います。

それから、農耕センターの工事請負でスロープと食器棚の軌道を改修し
てますけれども、これは町内の業者に委託されたのでしょうか。

〔「委託料ですか」と言う人あり〕

○川口浩史委員 ああ、ごめんなさい。90 ページ、一番下から次の 90、91
ページです。よろしいですか。

それから、94 ページの林業費の関係なのですが、育林コンクール賞品
代というのがあるのですけれども、これはどんなコンクールなのでしょうか。
嵐山からどのぐらいこのコンクールに出ているのか。ちょっとそれでは内容
を伺わせてください。

それと昨年埼玉県緑化推進委員会に2万円の負担金を出しているわけ
ですが、これがなくなっていると思います。理由を伺いたいと思います。

次のページの 95 ページ、花見台の管理センターなのですが、これテレビ
受信料がなくなっているのですけれども、テレビを見ないようにしたのか、伺
いたいと思います。

それとその下の商工会への補助金なのですが、942 万円から今度は
854 万円というふうに引き下げられたわけですね。今後この引き下げた金
額でいくのでしょうか。

それと引き下げはどういう、商工会としては別に困らないということできち
んと同意をとったのかどうだったのか。

それと嵐山まつりの補助金も一昨年在 210 万円が今回 150 万円という
ことになっているわけですが、この引き下げた理由を伺いたいと思い
ます。

それと次の 96 ページ、商工費の消費生活相談員報償、これ回数と相談

内容としてはどんなのがあったのか。ちなみに昨年 44 万円だったのですけれども、今回は 50 万円に上がってますので、回数がふえたのかどうか、お伺いしたいと思います。

それと 97 ページの観光諸事業の観光ガイドブック負担金、これ前はなかったように思うのですけれども、この金額 30 万円近いですからどんな負担金なのか。どのようなことが嵐山町として効果が上げられるのか、お伺いしたいと思います。

以上です。

○渋谷登美子委員長 水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 質問の数がちょっとありましたので、落ちてましたらまたよろしくお伺いしたいと思います。まず、89 ページの連合埼玉の..... ああ、それは.....

〔「町長のほうで」と言う人あり〕

○水島晴夫産業振興課長 ああ、これは.....すみません。では、90 ページの農業委員会の交際費の関係なのですけれども、これにつきましては、花輪代、委員さんのお父様が亡くなったときの花輪の代金が 8,000 円、それから視察研修の謝礼で 2,100 円の支出をしております、この 1 万 100 円になっております。

次の 90 ページの農耕センターの工事請負費の関係なのですけれども、このスロープ工事等について、町内業者にお願いをして工事を実施をしております。

それから、94 ページの育林コンクールの賞品代の関係なのですけれども、この育林コンクールにつきましては、林業研究会のメンバーの方に自分の手入れをしている山を候補地として出していただいて、それで今回 3 名の方が対象でかまと、山の手入れを行うかま、またかえ刃等を賞品として出しております。

それから.....緑化の推進の関係につきましては、ちょっと調べさせていただきます。

それから、次の 95 ページのテレビの受信料の関係なのですけれども、これにつきましては、テレビを見ない形で解約をしております。

それから、次の商工会の補助金なのですけれども、これにつきましては、全体の商工会の事業費によって指定事業費が 3,644 万 4,000 円ほどありまして、その中から県の補助金が 2,081 万、それを差し引きまして、その 55% で 854 万円の補助をしております、町で全体の事業費等にあわせて補助金については変動をしてくるような形になっております。

それから、嵐山まつりの補助金ですけれども、これにつきましては、前年

度からの繰越金がありまして、18年度は.....19年度につきましては、当初前年度の繰り越しがあるために150万で間に合うということで予算は計上させていただいて、全体の祭りの支出につきましては191万7,000円ほどがかかっております。

あと次の消費者行政の関係なのですが、相談回数を18年度については丸々でなかったのですが、19年度については丸々で50回の相談回数を行いまして、回数についてふえております。相談の内容としましては、高齢者の訪問販売等の相談が多くありました。それで相談の件数につきましては、50回開催してまして24件の相談がありました。

それから、次の観光ガイドブックの関係なのですが、これにつきましては、町で出している大きなパンフレットなのですが、それを観光協会で半額、町で半額で観光協会のほうに半額の29万9,250円を負担しまして、パンフレットの作成をしております。

あと先ほど言った緑化の推進委員会の関係なのですが、環境課のほうに予算がえをしまして、環境課のほうで計上させていただいております。108ページに緑化推進委員会のほうの負担金として2万円という形でいただいております。

以上です。

○渋谷登美子委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 連合埼玉比企地域協議会の件なのですが、毎回川口委員さんから質問いただくのですが、前回の質問で協議をいたしました。それで全体で考えていこうという形でやっているわけなのですが、町村会で予算期の前に首長あるいは事務局の話が終わった後、首長の会議が2回ぐらいあるのですが、そのところで各種の補助金等が50ぐらいあると思うのですが、それを1つ1つ教育関係、農業関係、いろんな関係というのを联合会みたいのがあるわけなのですが、そういうのを1つ1つチェックをいたしまして、毎回これをできるだけ減額の方でお願いをしたいということで、1回目のときには意見を出して、それで事務局でその各事務局に当たっていただいて、そしてそれを受けてもう1回やって決めていくというようなことをやっているわけなのですが、それは首長の会議なのですが、その前に区長長とかあるいは担当の事業の課長等の話し合いを経て、ですから1回、2回この首長が集まって話すだけではなくて、その前に事務局関係の話し合いを行って、こういうすべての50ぐらいの、もっとあるかもしれないのですが、その打ち合わせをしているということで、なくなってきている、補助金を出してなくなってきているものも毎年出ているような状況でございます。それでそういうものをなくしていいだろうかというような

方向に向けてやってきております。

それでこの嵐山町の4万2,000円ですけれども、これ何となく4万2,000円だからもう邪魔みたいな感じなのですが、ほかの市町村とはこれけたが違うのですよ。もっと大きいのですね、額が。ですので、これ一緒にやめてしまうというようなことにすぐいかないで、交渉としている段階なのです。ですから、そういう中で年々これも毎年私意見出したりしてあれているのですが、そういうことで嵐山町4万2,000円だから取ってしまってもいいではないかというような感じがあるのですけれども、これはほかの市町村では全くけたが違う金額が出ているもので、相手方ともなかなか交渉がスムーズに運んでない。今年もこれからすぐまとめて、また新しく今年度も交渉はありますけれども、なかなかこれをというのはどうなのでしょうかという状況でございます。嵐山町より、ですからほかの市町村のほうが厳しい状況といえますか、といったような状況でございます

○渋谷登美子委員長 川口委員。

○川口浩史委員 わかりました。ちょっと1点だけなのですが、管理センターのテレビを見ないということでやめたわけですね。そうすると、他の施設はどうなのかなというふうに思うのです。これ要望なのですけれども、当然調べていただいて、余り見ていないようであれば、これは全部ができていいのではないかと思います。

○渋谷登美子委員長 要望ですね。

○川口浩史委員 産業振興課だけではなくて、全体的に。

○渋谷登美子委員長 ほかに。

河井委員。

○河井勝久委員 何点かちょっとお伺いします。説明書のほうで93ページの畜産業費の関係で畜産振興対策事業で資質改善精液導入ですけれども、町内の酪農家が年々少なくなっているのかなというふうに思っているのですけれども、そういう中でこれは年間何頭分ぐらいの資質のものを導入されているのか。乳牛だけにこれは使用しているわけでしょうか。その辺をひとつお聞きしておきたいと思います。

それから、97ページの関係で都幾川の桜堤なのですけれども、今年々桜の木が大きくなってきて、観光では相当な大きく役立っているわけですが、今個人ボランティアの方が桜と桜の木の間に個人的にやっているのかどうかははっきりわからないのですけれども、アジサイを植えてますよね。このアジサイについては、この前私もあそこを散歩しながらちょっと聞いたりなんかしたことなのですけれども、個人的にやっているのだと。そういうものについて、例えば産業課のほうではそれを個人的にやっていることだからと、

あるいは観光に役立つことだからという形で認めているのだと思うのですが、すけれども、ではそれに対する個人的にやっているものだからというので、全く補助等はされてないのかどうか、お聞きしておきたいと思います。

それから、観光諸事業の中で全国京都会議、これ毎年行っているわけがありますけれども、19年度がどんな協議がされたのかお聞きしておきたいと思います。

以上です。

○**渋谷登美子委員長** 水島産業振興課長。

○**水島晴夫産業振興課長** まず、93 ページの畜産振興対策事業の資質改善の関係ですけれども、乳牛のみで111頭の補助助成をしております。

それから、次の97ページの桜堤の間の関係なのですけれども、そのアジサイまたスイセンを植えてあったかと思うのですけれども、それについては特に補助等は行ってはいません。

それから、全国の京都会議の関係ですけれども、これにつきましては、京都の委員さんもお存じのように、京都の名所にあやかって各観光地のPRということで全国的な展開をさせていただいております、昨年につきましては、盛岡で京都会議が行われて、その大会に参加をさせていただいております。それでその中で京都会議の中でいろんな町のパンフレットとかその辺の宣伝をさせていただいているのが現状でございます。

以上です。

○**渋谷登美子委員長** 河井委員。

○**河井勝久委員** そうすると、111頭の乳牛だけでいいことだけなのですけれども、1回、1頭当たりどのぐらいの割合になっているのでしょうか。それでこの111頭すべて接種されて、例えば100%というのですか、子牛が生まれているのでしょうか。その辺はどうなのでしょう。

それから、どんなところからこれ畜産所から入れているのか、特定の獣医さんを通して入れているのか、その辺はどうなっているのでしょうか。

それから、アジサイの件なのですけれども、これは別にではそのところに何を植えても別におとがめなしの形で今は認めてしまっていると。あれ、かなりこれから観光化してくると、桜の後のまた一つの花の名所にもなってくるのかなというふうに思うのですけれども、ちょっとあれでは少ないかなというふうに思っているのですけれども、その辺は河川敷の外という形もあるのだと思うのですけれども、その辺はオーケーになっているのかどうか。

あとそれからこの京都会議の関係ですけれども、そうするとこれは毎年、毎年京都で行われるのではなくて、いわゆる嵐山という地名を使ったところそれぞれが持ち回りでやっているわけなのでしょう。そういう形で嵐山は

どういう形でのこの全体的なPRをしているのでしょうか。そこをお聞きしたいと思います。

以上です。

○渋谷登美子委員長 水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 乳牛との関係については、ちょっと今調べてますので、ちょっとお待ちいただきたいと思います。

それで桜堤の関係なのですけれども、あそこについては、河川敷で桜も県の許可をいただいて植えているわけなのですけれども、それでアジサイについては、余り大きくなってくると県のほうからまたクレームが来るかもしれないのですけれども、その辺の許可についてはとってないと思います。

それから、全国京都会議の関係なのですけれども、この京都会議については、全国京都会議に参加をしている団体で持ち回りでということなのですけれども、それで今年行われる前に来年の候補地として嵐山と小川でということではちょっと京都会議のほうから話があったのですけれども、ちょっとまだ受けられないかなということで、ちょっとお断りはさせてもらったのですけれども、いろんな人達が集まってくることに関しては、それによってかなりPRができるのかと思う。

それと乳牛の資質改善の関係なのですけれども、単価的には2,000円から4,000円でこれは酪農のほうを専門にやっているところからお願いをしてやっているような形になっております。

それで子供がどのぐらい生まれるかというのは、ちょっと把握してなくて申しわけなのですけれども、多分子供が生まれないと乳が出ないのだと思いますので、ほとんど生まれているのかなというふうには思います。

以上です。

○渋谷登美子委員長 河井委員。

○河井勝久委員 そうすると、補助とそれから酪農業者とは接種については折半ぐらいになっているのでしょうか。

それから、京都会議なのですけれども、今嵐山と小川でというお話が打診されているという形で、課長1人ではそれオーケーというふうにはいかなかったのかもわからないのですけれども、そうすると嵐山町としてもやっぱり全国的にアピールできるということで幾ら何でもわかるのだらうと思うのですけれども、そういう意味でいつごろまでにこの検討の結果ですか、それが出せるようになっているのでしょうか。直前まではずっとというふうにはならないのではないかなというふうに思ったのですけれども、その辺は執行側のほうともどういう形で検討しているのでしょうか。

以上です。

○渋谷登美子委員長 水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 まず、乳牛の関係なのですけれども、酪農家さんと約半額ぐらいずつの負担で実施をしております。

それから、京都会議の会場等の関係なのですけれども、来年については、お断りはしたのですけれども、向こうの事務局さんのほうから言うと、近いうちにお願いをしたいということでは言われております。いつ、こうそれが整うかというのはなかなかわからないのですけれども、全国持ち回ってやっていますので、埼玉で嵐山と小川しか入っていないのでという話で、また近いうちに同じような話が出てくるとは思います。

以上です。

○渋谷登美子委員長 ほかに。

松本委員。

○松本美子委員 それではお尋ねさせていただきます。まず、22 ページの使用料の関係ですけれども、農業構造改善センターの使用料の件ですが、主にどういった方たちが使用しているのか。件数的なものと価格的なものは出てますので、わかりましたので、結構です。

それとやはり同じくその下の管理センターの関係ですが、どのような方たちが使用しているのか、お尋ねをします。

それからですけれども、やはり管理センター、農耕センターの委託の関係がありますけれども.....

○渋谷登美子委員長 ページ数。

○松本美子委員 すみません。95 ページが管理センターですね、これは委託先でほかの場所でもちょっとお伺いしたのですけれども、同じところに何年間ぐらい委託しているのか、お尋ねします。

それと同時にちょっと戻らせてもらって、92 ページなのですけれども、やっぱりこれはちょっとページ間違っていましたね、ちょっとごめんなさいね。95 ページが管理センターの委託の関係ですね。内容につきましては、今と同じの内容で委託先と委託はどのような形で委託をしているのかということと。もう1点は、同じ業者がどのくらいの年数を委託されているのかということ。19年度までで結構ですからお尋ねをさせていただきます。

もう1点、農業センターもやはり同じくお聞きいたします。管理センター、農業センターの関係です。

以上です。

91 ページでしようかね、農業センターの関係は。91 ページの農業センターのほうの今言った委託の関係。95 ページが管理センターですね。

○渋谷登美子委員長 水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 まず、22 ページの使用料というか利用者の関係ですけれども、詳細に詳しくはちょっと把握してなくて申しわけないのですけれども、花見台の管理センターにつきましては、ダンスとか企業、工業団地の中の企業、そういった方たちの利用が多いかなと思います。

それから、農耕センターにつきましてもダンスとか、また町内のグループというか、そういう方が多いのかなと思います。

それから、委託の関係ですけれども、花見台の管理センター、農耕センターについて冷暖房とか電気の保守、それから消防設備、警備等については、清掃も含めて当初から同じ相手方と契約を見積もり等徴収させていただいて、委託の管理は行っております。ここ何年かについては変わってはいないです。委託先について、では花見台の管理センター、冷暖房設備の委託が長島冷暖房サービス、それから消防設備の保守管理が東埼化学工業所、それから電気の保安管理の委託が石川電気管理事務所、それから警備の委託がセコム、それから清掃につきましては戸口工業に委託をしております。

それから、農耕センターにつきましても、冷暖房設備につきましては長島冷暖房サービス、それから消防設備につきましては東埼化学工業所、それから電気の保安管理委託につきましては石川電気管理事務所、それから.....浄化槽につきましては新埼玉環境センター、それから警備委託につきましてはセコム、清掃委託につきましてはシルバー人材センターとそれから戸口工業に委託をしております。

以上です。

○渋谷登美子委員長 松本委員。

○松本美子委員 22 ページの件ですけれども、主に花見台については企業かダンス教室かそういったような形だということですね。それはではわかりましたけれども、農耕センターのほうにつきましてもダンスかなというようなお話のようでしたけれども、そうすると、大広間が中心に使用されているということで理解してよろしいでしょうか。割合的にはそうなのでしょうか。決算ですので、お尋ねします。

それであといつもあとなんかいつぱいだというふうに伺ってますけれども、ダンスとなるとそんなでもないのかなという気もするのですけれども、そのほかにも多種多様な方たちがお借りしているのかなというふうにも理解はしていますけれども、なかなかあいてないというような話も伺ってますので.....

○渋谷登美子委員長 空き状況と、使用の空き状況と使用場所ということですか。

○松本美子委員 そうですね。

○渋谷登美子委員長 使用会場と.....

○松本美子委員 そうですね、一番使用しているのが大広間なのでしょうかということになると、もう少し研修室とか和室とかもありますから、その辺の利用内容は利用していないのか、お尋ねします。どのぐらい割合だったのかですね。.....質問です。

それから、管理の委託なのですけれども、花見台の関係についても農耕センターの関係についても同じようなところが全部管理している。これは当初あたりから全部同じところだということなのですけれども、あえてほかとの関連で見積もりを出してもらおうとか、そういったことは19年度も考えなかったのですか。そこ、同じところにずっと長年委託しているということは。

ちょっとわからなかったのですけれども、清掃の関係はシルバーさんとちょっと出ましたけれども、これは外回りということで解釈でよろしいのでしょうか。これは農耕センターのほうの関係ですかね。ちょっと清掃委託のほうでシルバーと戸口さんだというふうになんか答弁があったような気がしたのですけれども。

それとほかのところも長年同じ形で来ているということについての考え方は19年度も同じの考えなので、ほかのところの関連を見なかったのかということですね。

以上です。

○渋谷登美子委員長 水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 まず、農耕センター等の利用の状況なのですけれども、特にホール、農耕センターにつきましては、ホールと研修室等が多く利用されているのかなと思います。それで個別の利用の状況については、ちょっと把握してなくて申しわけないのですけれども、お許し願いたいと思います。

それから、利用されてなかなか使えないという話なのですけれども、その辺については、こっちも余りそういった苦情とかというのはその時点で把握してなくて申しわけないのですけれども、そこ、農耕センターがいっぱいであれば管理センターとかその辺の案内についてはそういう話が来たときにはさせていただくような形にはさせてもらっております。

それから、委託等の関係で見積もり等の関係なのですけれども、これにつきましては、1社でなく2社、3社から見積もりを徴して実施をしております。

それから、農耕センターの清掃委託の関係なのですけれども、これにつきましては、中の清掃等についてもシルバーさんに外回りと中についてもシルバーさんをお願いはしております。戸口工業さんにつきましては、床の大きな清掃とか窓ふきとかその辺の清掃をお願いをしているような状況でござ

います。

以上です。

○**渋谷登美子委員長** 松本委員。

○**松本美子委員** そうしますと、細かい使用内容の関係につきましては、どこがどういうふうになっているかわからない。満配であれば管理センターのほうへいかがでしょうかというふうに指導はしているというようなことでよろしいですね。はい、それは、ではそういうことであればよろしいと思います。

それと委託の関係なのですけれども、何か最初の答弁ですと、ここずっと何年も見積もりは今の答弁でわかりましたけれども、見積もりを取って、2社なり3社なりから取ってましたということでしたらいい。もちろん一番安いところに委託をしているということなのでしょうけれども、何でしょう、前年度もこういう形かなとちょっと思ったので、この会社はそれぞれ保守管理にしても電気にしても一番もちろん安かったということでもよろしいのですね。わかりました。ありがとうございました。

○**渋谷登美子委員長** ほかに。

畠山委員。

○**畠山美幸委員** 先ほどのちょっと確認なのですけれども、先ほどの花見台工業団地の管理センターのところにテレビはもう視聴してないということでしたが、こちらのを見ますと、ケーブルテレビがかわりについているようなのですけれども、ええ、ということは今後ケーブルテレビが今ここに9万720円と載っているのですが、今後やっぱり2011年に今のテレビは視聴できなくなりますので、今後あちらに農耕センターとかああいうところも順次こうやって9万幾らとかという金額がかかって、ケーブルテレビに変えていく方向になっていくことになるのでしょうか。とりあえずこちら、ケーブルテレビがついているようなのですけれども、これは視聴はできているのでしょうか。確認します。

○**渋谷登美子委員長** 何ページにケーブルテレビ……

○**畠山美幸委員** 95ページです。

○**渋谷登美子委員長** 産業振興課長。

○**水島晴夫産業振興課長** 95ページのケーブルテレビの共架利用につきましては、これにつきましては、工業団地ができたことによって、あの辺の周辺の方の電波障害等が出てまして、その関係で電柱に管理センターに受信の設備がありまして、その受信の設備から各家庭に電波を送っているような形になっております。それでこの共架費につきましては、その電柱を使用させてもらっている費用になっております。それでこれから2011年地上デジタル、それになったときにはそれをどういうふうにしていくかというの

は、これからの電波のほうの調査をさせていただいて、できれば設備がなくなればこういう費用もかからなくなるので、やってみたいということで、今これからのこの2011年までの検討課題とさせてもらっています。これにつきましては、電柱の使用料となっております。

○畠山美幸委員 ありがとうございます。

○渋谷登美子委員長 ほかに。

清水委員。

○清水正之委員 92ページの農業者のフォローアップ事業なのですが、農業制度の補助金で非常に使いやすい補助金になっているかなというふうに思うのです。19年度でどういう事業で、どういう団体にどのくらい出しているのか、ベストスリーぐらいまでのものがもしわかればお願いしたいと思います。

それからその上の農業近代化資金12件とあるのですが、新規で貸し付けがされているのがあるのかどうか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、95ページの中小企業の近代化資金なのですが、何年か前に融資枠を拡大したかと思うのです。そういう面では今年度新規で借りた部分があるのかどうか。これ利子補給ですから、この部分、現在どのくらい、19年度末でどのくらい貸し付けになっているのか。何件くらい貸し付けになっているのか、あわせてお聞きをしておきたいというふうに思います。

以上です。

○渋谷登美子委員長 水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 まず、フォローアップ事業の関係ですが、19年度で8件フォローアップの事業の助成をさせていただきました。それでこの中身としましては、パイプハウスについてが3件、それから酒米の補助でこれで嵐山営農さんに補助申請をしております。1件。それから、花卉栽培の生産組合のほうの関係ですが、花卉栽培の種の補助をさせていただいています。それから、原油の高騰に伴って補正をさせていただきました、7名の方に補助をしております。それから、農業の近代化資金の利子補給の関係ですが、この関係につきましては、新たにはありませんでした。

それから、95ページの中小企業の経営の近代化資金の利子補給の関係ですが、新たに19年度あったかというのは、ちょっと把握してなくて申しわけないのですが、全体の件数で71名の方に利子補給を行っております。それで全体の補助金額は100万円ですので、限度額が7万円で利子額の6.91%の補助を行っております。借り入れの関係なのです。

れども、件数で154件、71名の方がお金を借りているわけなのですからけれども、それで19年度末で14億9,289万7,388円がこの今回の助成の対象になっております。

以上です。

○渋谷登美子委員長 清水委員。

○清水正之委員 今年度というか19年度の新規の貸し付けというのはなかったのですか。

○渋谷登美子委員長 水島産業振興課長、どうぞ。

○水島晴夫産業振興課長 ちょっと詳細についてまとめたものだけをいただいておりますので、詳細についてちょっと把握してなくて申しわけないのですが、よろしくお願ひしたいと思います。

○渋谷登美子委員長 清水委員。

○清水正之委員 ああ、いいです。

○渋谷登美子委員長 ほかに。

青柳委員。

○青柳賢治委員 92ページです。下から2行目ですけれども、嵐山町の農業振興政策事業費補助金のところで183万3,000円ですか、これはどのような事業に対しての補助金であって、どのような効果があったということをお尋ねしたいです。92ページ。

それからもう1点、その前に戻って91ページです。やっぱり農業総務諸事業の中の埼玉の中部農業共済組合ですか、これが今年94万2,000円という負担金になっているわけですが、これもかなり倍額ぐらいになっているかと思うのです。その辺のところをどのようにしてこのような金額になっているか、その2点についてお伺いします。

○渋谷登美子委員長 水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 まず92ページの農業振興対策事業費の補助金の関係ですが、これにつきましては、嵐山営農でコンバインを購入をする費用として、これにつきましては、県の補助金が同額をいただいて、町をトンネルというか、町をくぐって支出をしているような形になっております。それで大豆の作付のための刈り入れとかその辺の関係でのコンバインの購入になっております。かなりの効果というか、転作田に大豆をつくってそれでその機械を使って作業を行っております。かなりの効果は出ております。

それから、埼玉中部農業共済の関係ですが、これにつきましては、18年度までは額的には、18年度は42万5,000円だったのですが、これにつきましては、共済組合全体で共済組合が合併をするときにかなり各地区、地区によって開きが、これは川越のほうから、あといろんな共済……

西部地域の共済組合が一緒になって、14年のときに入間、比企、北足立で合併をして、そのとき比企については共済の掛金については、合併当時は少なかったのが、合併によって不均衡が生じてまして、それを19年度からは調整をさせていただいて、全体を同じような割合で調整するような形になって19年度から共済の掛金についてはかなりふえたというような状況になっております。これは共済については、組合でやらなければ各町村単独で実施しなければならないというような法律がありまして、どうしてもそれが共済組合でやることによってかなり安くはなっているというような現状になっております。

○**渋谷登美子委員長** 青柳委員。

○**青柳賢治委員** では、この183万3,000円県のほうからいただいて、コンバインの台数はもちろん1台かと思われますけれども、大体そのうちの4割ぐらいに当たるのか、この辺だけちょっと教えてください。

○**渋谷登美子委員長** 水島産業振興課長。

○**水島晴夫産業振興課長** コンバインの価格ですけれども、615万8,250円、30ページにあるのですけれども、その30%が県からの補助金で、その県から町にいただいて、町から営農のほうに支出をしております。

○**渋谷登美子委員長** ほかに。

吉場委員。

○**吉場道雄委員** では1点ほど質問させていただきます。説明書の92ページ、36番の地産地消総合対策事業の中で農業体験学習指導者謝礼ですか、私ちょっと勉強不足だったので、これは中学校で行っている体験チャレンジ事業と同じように酪農家かなと思っていたのですけれども、これで見ると、これは多分小学校の5年生を対象に農業体験を行っているのだと思うのですけれども、2名で10万なののですけれども、この内容ですか、お聞かせもらいたいののですけれども、よろしくお願いします。

○**渋谷登美子委員長** 水島産業振興課長。

○**水島晴夫産業振興課長** 農業体験学習につきましては、町内の3つの小学校の小学校5年生を対象に実施をさせていただいておりまして、それで嵐山営農さんとあと鎌形の担い手さんへ5万円ずつの謝礼をお支払いをして、田植えと収穫、稲刈りが主なのですけれども、その体験の指導をしていただいている謝礼で支出させていただいております。

○**渋谷登美子委員長** 吉場委員。

○**吉場道雄委員** 私七郷小学校の下を通るのでよくわかるのですけれども、ほかの志賀小、菅小も同じように田んぼですか、田植えをしているのだと思うのですけれども、あとまた収穫のときに地産地消ですからどのような方法

で食べているのか、ちょっとお聞かせしてもらいたいのですけれども。

○渋谷登美子委員長 水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 3校とも各圃場がありまして、そこで実施をさせていただいております。収穫した米については給食に使っていただいているのだと思います。できれば、本当にはああいうところでどこかへいっておにぎりでもつくって食べていただくというのがいいのしょうけれども、今のところは給食で使っていただいているような形になっています。

○渋谷登美子委員長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○渋谷登美子委員長 なければ、産業振興課に関する質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。休憩時間は午後の再開は1時30分からとします。

休 憩 午前11時51分

再 開 午後 1時29分

○渋谷登美子委員長 休憩前に引き続きまして、続行いたします。

続いて、都市整備課に関する部分の質疑を行います。

川口委員。

○川口浩史委員 22 ページの道路占用料なのですが、600 万から入っているわけですが、この電柱等にかけているお金というのは、他町村とは何といいますか、そんな大きなずれがなくてといいますか、他町村の状況というのは比べているのか、伺っておきたいと。

それから、都市公園の占用料と使用料、これちょっとどんなことで使用されたのか、差し支えなければ伺いたいと思います。

それと104 ページ、埼玉県河川協会の負担金がふえているわけなので、ふえた理由、伺わせていただきたいと思います。

以上です。

○渋谷登美子委員長 木村都市整備課長。

○木村一夫都市整備課長 お答えいたします。ページ 22 ページの占用料の関係なのですが、他町村との単価がどうかと、こういうご質問だと思うのですが、これについては、決められた単価でよそを調べたときのあれでやっていますので、今までも同じだと考えております。

〔「ずれはないの」と言う人あり〕

○木村一夫都市整備課長 ずれるには多分ないかと思います。

それと都市公園の使用料なのですが、これにつきましては、駅前公園を下水道工事をやるために一部公園のところを使用したいという会社

の申し入れに基づきまして、昨年の 19 年 10 月 1 日から 20 年 2 月 29 日までを使用された代金が入っているというものでございます。

それと河川の負担金の増になっている理由なのですが、嵐山町については、19 年度ですか、19 年度については、都幾川の河川工事が一部改修工事をするということで、その部分に対して負担金が一部増額になっているというものでございます。

以上です。

○渋谷登美子委員長 川口委員。

○川口浩史委員 ああ、そうですか。河川協会の関係なのですが、都幾川の河川が改修されるということで、なるほど。これはこれからされるわけなのですか。19 年度もうされたわけで、負担金は払ったけれども、ちょっとそれで先ほどもちょっと今のお昼休みの中で、カワウが大発生していて、森林公園のこのコイかな、この関東の中でもトップクラスだということであるらしいのです。この辺も当然被害というのか遭っているのですけれども、野鳥の会にちょっと聞いたのですけれども、カワウを幾ら処分しても、魚が食べられればもう幾らでもふえるということで、河川のあり方、特に魚の逃げ場所、一帯に塩を張ったりして、逃げ場所をつくっておかないとカワウを処分しても何にもなりませんよということで、カワウの処分は野鳥の会がもちろん全部するし、そういうのはやるといったのですけれども、なるほどなと思って、河川改修に当たってやはりこの都幾川でもそうですけれども、アユや何かちょっといなくなってしまうわけですので、そういう改修のあり方というのは大事ではないかなと思うのですけれども、何かその辺はお聞きになっているか、これから言う機会があるのか、ちょっと伺わせていただきたいと思います。

○渋谷登美子委員長 木村都市整備課長。

○木村一夫都市整備課長 これについては、学校橋から下流の右岸側の槻堤の工事をやっていますので、河道の中の整備はまだやらないので、そこまでのあれというのはやってない状況だと思うのです。それで嵐山町の場合、学校橋から上流の玉川境の班溪寺橋までですか、ふるさとの川モデル事業というものを取り入れまして、学校橋の上流の護岸についてはそういうものの適用をしたり、また八幡橋の上流のところについては、魚道ですか、そういうものを何ら取り入れてきてやっているということで、川口委員が心配しているようなこともおいおいと河川整備の対応をされているというのが現状だと思います。

〔「やっているのか」と言う人あり〕

○渋谷登美子委員長 ほかに。

清水委員。

○清水正之委員 98 ページなのですが、積算システムの運用プログラムの使用料なのですけれども、これは具体的にはどういう内容なのでしょう。

それから、102 ページから 103 ページ、工事の事業の関係で繰越明許等がふえているかと思うのですけれども、繰越明許になった理由をお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、105 ページ、建築確認の関係ですけれども、民間から出される建築確認というのは、どれぐらいあるのか。もし把握していれば教えてもらいたいと思います。

同じく 105 ページなのですけれども、平沢の区画整理の関係ですけれども、町はある程度事業を発注する場合の基準というのを設けていますけれども、区画整理の中の工事の発注の基準というのとは何かあったのでしょうか。

それから、ちょっと把握ができなくて申しわけなかったのですけれども、114 ページ、災害復旧が2カ所あったと思うのですけれども、どういう内容だったのか、お聞きをしておきたいと思います。

以上です。

○渋谷登美子委員長 木村都市整備課長。

○木村一夫都市整備課長 98 ページの土木積算システム運用プログラム使用料ということで、これについては、埼玉県の積算基準の単価をこの機械に打ち込みまして、県の単価を利用させてもらってね電算化で積算ができるという状況で、数字を出せば積算自体はそう時間がかからない点は同期積算ができるというようなものの費用でございます。

次に、102 から 103 ページの繰り越しの理由ということなのですけれども、これについては、用地買収が絡みますので、相手の理解がなかなか得られない状況で年度末近くになってきて、このまま事業を進めてもできないという状況なもので、繰り越しをさせて進めているというものが全部のものでございます。

それと 105 ページの民間の扱いについては、今調べているので、ちょっとお待ち願いたいと思います。

それと平沢の区画整理の工事の基準という話ですが、これについては同期積算に基づいた工事をやっていますので、道路についても、また宅盤の擁壁ですか、そういう関係についても通常の積算基準に基づいたものを利用して工事をやっているというものでございます。

それとページ 114 ページの災害復旧の内容ということなのですけれども、これについては道路災害と河川災害、1カ所ずつ国のほうから認めてもらって事業をやったもので、河川については前川の高城橋の上流のところの災

害復旧を1カ所やらせてもらったものでございます。それと道路災害については、越畑の279号線で十三軒から南へ見たところの道路が一部崩れましたので、そのところを災害復旧を該当させてやらせてもらったというものでございます。

○渋谷登美子委員長 清水委員。

○清水正之委員 積算のプログラムの関係ですけれども、そうしますと、すべての工事について、一たん業者からの設計書ができた段階で職員がもう一度直すというふうな作業がとられているのでしょうか。

それから、平沢の区画整理の話ですけれども、単価的にはこういう形になっているのでしょうか、工事の発注に関する基準というものが設けられているかどうか、お聞きをします。

○渋谷登美子委員長 木村都市整備課長。

○木村一夫都市整備課長 それでは、同期積算システムの関係なのですが、工事の業者から上がってくるというのは、単価については業者にありませんので、数量までが町がお願いしているものなのですね。単価については、町が前はこういう冊子が来てましたので、それを取りながら積算してたものがこの積算システムの中に入れ込んだ場合、機械から出てくるというようなものなので、数量までが業者のほうでやっているというものでございます。

それと区画整理の工事の発注基準というのは、町の基準にのっとったような形で工事のほうも発注をさせてもらっているというのが現状です。

○渋谷登美子委員長 清水委員。

○清水正之委員 そうしますと、設計書の合計金額については、すべて職員で積算をして出すということで仕様書の閲覧をするというふうになっているという理解でよろしいのかどうか。

○渋谷登美子委員長 木村都市整備課長。

○木村一夫都市整備課長 委員さんご質問のと通りの形でやっておりますので、町で全部積算をしまして、合計金額を出しているというものでございます。

それと105ページの官民からの建築確認の関係なのですが、町へ通過しているのが48件で、民間については事後の話なので、ちょっとこれ把握できないので、大変申しわけありません。

○渋谷登美子委員長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○渋谷登美子委員長 なければ終了いたします。都市整備課に関する部分の質疑を終了いたします。

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時44分

再 開 午後 1時49分

○渋谷登美子委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

続いて、教育委員会学務課に関する部分の質疑を行います。

どうぞ。

畠山委員。

○畠山美幸委員 お2つ伺います。1つが説明書の115ページに中学生社会体験チャレンジ事業がございますが、そちらに報償品費3万4,440円がありますが、これは企業に差し上げたものか、幾らぐらいものを差し上げたのか、教えてください。

それと各小中学校に受水槽高架水槽清掃の代金が入っておりますが、それは年に何回受水槽のお掃除をされているのか、教えてください。

以上です。

○渋谷登美子委員長 小林学務課長。

○小林一好教育委員会学務課長 それでは2点にわたりますけれども、お答えをさせていただきます。まず、115ページの消耗品の関係ですけれども、これ今委員さんのほうからお話でございましたように、中学生、社会体験するわけでございますけれども、いわゆる受け入れてくれた企業への謝礼ということでございまして、1カ所1,000円未満くらいの石けんとかそういったぐいのもので対応させていただいているということでございます。

それから、各小中学校に受水槽の関係等があるわけでございますけれども、清掃については基本的には年1回ということでございます。

以上です。

○渋谷登美子委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 では、清掃のほうはわかりましたので、大丈夫なのですが、チャレンジ事業のほうですが、毎年受け入れしていただいているところに必ず粗品を差し上げているような状況なのでしょうか。

○渋谷登美子委員長 小林学務課長。

○小林一好教育委員会学務課長 毎年かということですが、ほぼ毎年でございます。

○渋谷登美子委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 要望ですが、毎年差し上げなくても、一番最初をお願いにいったときに1回差し上げて、後はもう子供たちも一生懸命お手伝いをしてくれて、企業側としては助かっていると思いますので、最初にもうお願いす

る1回だけで今後は大丈夫ではないかなと思うのですけれども、余り費用を使わないようにしていただきたいかなと思います。要望です。

○渋谷登美子委員長 ほかに。

吉場委員。

○吉場道雄委員 では、説明書の118から128ページなのですけれども、ちょっと細かいところなのですけれども、各種学校の室内化学物質の測定業務委託ですか、これはどういうものかということと。

小学校3つありますけれども、これ入園料とか入館料ですか、細かい数字ですけれども。

あと122ページなのですけれども、志賀小学校の.....

〔「もっとゆっくり」と言う人あり〕

○渋谷登美子委員長 ゆっくり言ってください。

○吉場道雄委員 はい。説明書の121ページなのですけれども、除草作業なのですけれども、志賀小学校の除草作業なのですけれども、7,010円ということなのですけれども、これ随分少ない金額で見積もってありますけれども、これで大丈夫なのでしょうか。

〔「終わっている」と言う人あり〕

○吉場道雄委員 だから、一応これでやっていけるのかどうかです。よろしくお願いします。できたのかどうか。

以上です。

○渋谷登美子委員長 すみません。ちょっと伺いますけれども、119ページから120ページの委託料のことについて、それぞれですか。

○吉場道雄委員 内容です。

○渋谷登美子委員長 この内容を伺ってどうするのですか。ちょっと伺います。私は本当にちょっとこの内容を伺って、決算でこの内容を伺って委託料を、検尿料、心電図、ギョウ虫検査、こういうのを伺ってどうするのですか。

○吉場道雄委員 室内化学物質ですか。

○渋谷登美子委員長 室内化学物質の委託料ですか。

○吉場道雄委員 はい。

○渋谷登美子委員長 119ページと120ページ.....

○吉場道雄委員 118ページから128ページということと。

○渋谷登美子委員長 室内化学物質の委託料。

○吉場道雄委員 はい。

○渋谷登美子委員長 どのようなことかということですよ。はい、わかりました。

○吉場道雄委員 あとその下の入園の.....各小学校の3つの小学校があり

ますけれども、そのの.....

○**渋谷登美子委員長** 菅谷小学校の入園料とかそういうやつですか。

○**吉場道雄委員** はい。

○**渋谷登美子委員長** 使用料及び賃借料の入園料が1万785円が何かということと。それから、七郷小学校にもあるのですか、その入園料が。

○**吉場道雄委員** あります。

○**渋谷登美子委員長** 七郷小学校にはないですよ。入館料は学校諸管理事業で負担金補助及び交付金で入館料はありますけれども、それは何かということをお伺いするのですか。

○**吉場道雄委員** では、それはちょっといいです。

○**渋谷登美子委員長** ちょっと待ってください。決算なので、すみません。ここにいろいろ事業をしたことが評価書に出てます。それを見て、そして安易に決算なので、この数字は何かという形で.....

○**吉場道雄委員** では質問をやり直していいですか。

○**渋谷登美子委員長** やり直してください。

○**吉場道雄委員** はい、わかりました。

では、すみませんでした。失礼しました。すみませんでした、勉強不足で。では説明書の118ページから128ページですか、室内環境物質測定業務委託ですか、その結果を聞きたいのですけれども。

それと志賀小学校の除草作業なのですけれども、この7,010円、これでどのぐらいできたのかどうか。ではその2点よろしくお願いします。

○**渋谷登美子委員長** 小林学務課長。

○**小林一好教育委員会学務課長** まず、各小中学校の化学物質の結果ということでございます。今基本的には2つの物質について調査等やって、分析をしていただいているのですけれども、まず1つがホルムアルデヒド、いわゆる通称ホルマリンということです。これが各校6カ所程度で図工室、理科室、パソコン教室、そういったところで各教室のところで測定をさせていただいております。今の基準が0.08ppm以下ということですが、ただ夏休み等人がいなくて、子どもたちいないときにやっていますので、若干閉め切ったりとかしていますので、数値がちょっと若干超えているところもあるのですけれども、おおむねは以下で推移しているということでございます。基準値を超えているのが菅小で1カ所、七小で1カ所、志賀小で1カ所、玉中で2カ所、若干超えているというところがあります。

それから、もう1つがダニのアレルギーの有無というのでしょうか、ダニアレルギーというのがあるのだそうですけれども、ダニが発生することによってそういったアレルギーが出るということで、その辺について調査をさせていた

できました。それで特にこちらにつきましては、確認はできなかったと、できないということでございます。

それから、入園、入館料、これらについては、各校で遠足とかそういった修学旅行とかでこれは教職員の負担分という形で入園料等としております。

ちょっと除草の志賀小の関係については、ちょっと時間いただければと思っております。よろしくお願いします。

○渋谷登美子委員長 吉場委員。

○吉場道雄委員 化学物質の関係なのですけれども、測定したら基準を超えているところがあったということなのですけれども、どのような対応をしてきたのかということと。

この除草作業なのですけれども、ちょっと七郷小学校だとか玉ノ岡中学校から比べますと、少なくともよくやったなと思いますけれども、本当に七郷小学校なんかは学校応援団ですか、その中に美化清掃だとかという項目がありまして、地域の人たちと一緒にやっているわけですから、玉ノ岡中学校の場合も校長が全部呼びかけながら保護者に話をしてみんなやって問題はないと思うのですけれども、志賀小学校の場合は少し町場なので、やっぱり機械を持っている人が少ないのかなと思って、多分これは校長先生、教頭先生の努力が大変なのかなと思ひまして、やっぱり先生わかっているなというわけなので、その点をよく見てもらいたいなというのがあります。その答えは要りませんけれども。

「志賀小の場合は一生懸命やっているのだ、地域の応援団で」「ちょっと違うのではないの、質問が」「いえいえ、要望でということだから」と言う人あり]

○渋谷登美子委員長 まだ答えも来てないですよ。

「要望でって言っているから」と言う人あり]

○吉場道雄委員 要望ではなく、答えは要らないのですけれども、その1点だけお願いします。

「どうでもいい話だよ」と言う人あり]

○渋谷登美子委員長 小林学務課長。

○小林一好教育委員会学務課長 それではこの委託の関係についてご説明させていただきます。

除草ということですが、垣根に毛虫とかそういうことで、そのある一定の部分を何というのでしょうか、切って退治というのでしょうか、除草とかそういった形でやらさせていただいて、除草という形で書かせていただいたのですけれども、実態はそういう形でございます。毛虫とかが葉っぱにか

かったので、それを刈り払いをして退治したほうがいいのでしょうか、除草という形でやらせていただいたと、実態はそういうことでございます。

以上です。

○**渋谷登美子委員長** 化学物質のあれは。

○**小林一好教育委員会学務課長** すみません、失礼しました。化学物質につきましては、先ほどちょっと申し上げましたように、いわゆる窓をあけて風通しよくしていきますと、数値がぐんと下がります。そういった対応でやらせていただいたということでございます。

以上です。

○**吉場道雄委員** いいです。

○**渋谷登美子委員長** ほかに。

河井委員。

○**河井勝久委員** 説明書でお願いしたいと思います。116 ページの義務教育振興事業の中の児童送迎バスの運行委託料、これ既に鎌形小学校の関係で終わったのですけれども、この運行期間中に自動車修繕で、例えば運行がとまったということはあったのでしょうか。

それから、もう終わっているわけですが、その後車両はもう既に廃車されてしまっているのでしょうか。その2点。

それから、123 ページで志賀小学校なのですが、オオスズメバチの駆除があったのですけれども、これは子供には被害なかったのでしょうかをお聞きしたいと思います。

○**渋谷登美子委員長** 小林学務課長。

○**小林一好教育委員会学務課長** 116 ページのまず1点目が送迎、これは旧鎌小の子供を菅小まで運んだということで、1年間の限定でやらせていただいたわけですが、ちょっとうら覚えで申しわけないのですけれども、1回だったですか、何らかの形でちょっとトラブルというかありまして、修理したという記憶はあるのですけれども、細かい内容までちょっと覚えてなくて申しわけないのですけれども。ただ、途中でとまったという話はちょっと聞いてはいないのですけれども、ということです。

車両については、基本的にはその後総務課のほうへ所管という形になりまして、総務課のほうで売却をさせていただいたというふうに聞いております。

それから、オオスズメバチの関係で子供に被害はなかったかということで、子供に被害はありませんでした。

以上です。

○**渋谷登美子委員長** 河井委員。

○**河井勝久委員** そうすると、1回トラブルか何かはつきりわからないけれど

も、あったということで、そのために子供が通学に支障が出たということはないのでしょうか。

○渋谷登美子委員長 小林学務課長。

○小林一好教育委員会学務課長 朝だったと思いました。これについては、もう事前にそういった緊急時の場合の対応については、各PTAとも相談をしまして、各父兄のほうで連絡を取り合っていて、送っていただいたというふうに記憶しているのですけれども。だから、そういう意味では支障はありませんでした。

以上です。

○渋谷登美子委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 114 ページに事務局諸事業の中に埼玉県町村教育長会というのがあったのですけれども、今回ないみたいなのです。ちょっと理由を伺いたいと思います。教育長会、町村教育長会。

それから、次の 115 ページの外国青年招致事業でこの備品購入でガステーブルなんか買っているのですよね。どういうところに住んでいるのかなと思うのですけれども、去年は掃除機買っているのですよね。ちょっとどういうところに住んでいるのか。これを何で買ったのか、お伺いしたいと思います。

それから、さわやか相談員、一番下から次のページになりますけれども、さわやか相談員、これは相談があったのか。まず、そこを伺いたいと思います。

それと 118 ページの菅小の清掃委託料が七小や志賀小と比べて少ないのですけれども、なぜこれ少なくてできるのか。

それと体育館のモップリース、ちょっと細かいのですけれども、この金額が七小にはなかったのか、七小にはないのですよね。菅中、玉中は金額同じなのですけれども、ちょっとどういう基準になっているのか、細かいことなのですけれども、ひとつお願いします。

それと 119 ページで鎌小の生徒が来たわけですから、健康診断のこの委託料なのですけれども、ですから上がるのが普通かな思うのですけれども、健康診断委託料は若干下がっているのですよね。何か検査項目が少なくなったのか、伺っておきたいと思います。

それと吉場委員さんが質問した室内化学物質の件なのですが、窓をあければということで、これは冬もそういうふうになっているわけなのですか。一定時間あけて下げるということなののでしょうか。原因は何かはつかんでいるのか、伺っておきたいと思います。

それと 124 ページで要保護、準要保護の各学校の人数をちょっとお聞き

したいと思います。

それと各学校でちょっとこれページないのですけれども、動き回ってしまうような子供ですね、他動性まではいかないのかな、そういう子供というのは、各学校で何人ぐらいずついるのか。不登校がどのぐらいいるのか、ちょっと伺いしておきます。

以上です。

○渋谷登美子委員長 小林学務課長。

○小林一好教育委員会学務課長 それでは、ちょっと数多いものですからもし漏れてたらまたご指摘いただきたいと思いますけれども、県の町村会の教育長会の負担金の関係につきましては、19年度、教育長、この112ページをちょっと見ていただければと思うのですけれども、予算を立てたときに運営事業のほうに移動させていただきましたので、そちらで対応をしているということでございます。

それから、2点目が外国青年の招致事業につきまして、この関係につきましては、現在やっておるわけですが、アパートを借りておりまして、その中で生活をしていただいているわけですが、そういった中でガステーブルあるいはそういった先ほど委員さんのほうからありました掃除機等が古くなって、どうしてもかえなくてはいけないということでかえさせていただいたというのが現状でございます。

それから、115ページから116ページのさわやか相談員の関係でどんな相談があったかということでございますけれども、具体的には不登校、それから学業、性格、行動そういったような内容でございます。

続きまして、その次ちょっとわからなくて申しわけないのですけれども、ちょっと後でご指摘いただければと思うのですけれども、続いて119ページのいわゆる健康診断の関係ということですが、健康診断、これにつきましては、先生方の、子供でなくて先生方の健康診断でございまして、これについてはその年、年人間ドックを受ける先生等もおりまして、そういった先生方については、こちらではやらない先生も多いわけですが、そういった意味で若干のその年によって上下というのでしょうか、金額の上下が生じてくるかなというふうに考えております。

それから、化学物質については、今冬にどういうふうになっているのかということですが、特にこういったことについては、夏場にある程度出るのかなというふうに考えておりまして、ですから冬にちょっともう一遍はかってみればいいのかというふうには思っているのですけれども、現在そこまでやってないのですけれども、そういった冬場についてはそんなにでてないかなというふうには理解はしています。原因については、やはりそういった建

材とかそういう中に含まれている部分が若干あるのかなというふうにはしているのですけれども、特に特定はしたというのは正直ございません。

それから、要保護、準要保護の関係でございます。ちょっとお待ちください。それでは、各学校につきまして申し上げます。菅谷小学校が44人でございます。続きまして、七郷小学校が4人、志賀小学校が15人。それから、菅谷中学校が16人、玉ノ岡中学校が13人、これらでございます。それから、他動性ということですが、この件につきましては、大木課長のほうからちょっと答弁させていただきます。

○渋谷登美子委員長 大木副課長。

○大木 剛教育委員会学務課学校教育担当副課長 その他動性についてですが、これは程度に差はやっぱりあります。授業中等落ちつかいなどで、他の生徒にちょっと迷惑をかけるというような点での報告は今は2名だけ受けております。

以上です。

○渋谷登美子委員長 19年度です。

○大木 剛教育委員会学務課学校教育担当副課長 19年度ですか。

○渋谷登美子委員長 19年度。

○大木 剛教育委員会学務課学校教育担当副課長 19年度は特に受けておりません。

○渋谷登美子委員長 不登校。

○大木 剛教育委員会学務課学校教育担当副課長 不登校については、19年度につきましては、中学校が19名、小学校が1名です。

以上です。

○渋谷登美子委員長 小林学務課長。

○小林一好教育委員会学務課長 失礼しました。1点、七小のモップの関係でございます。これ過去予算をいただいてリースでやっておるのですけれども、七小についても同様の予算については上げさせていただいて、ただこれ19年度は七小についてはワックスがけを新たにしまして、そういった観点もあるかな。それともう一つ、七小については、いわゆる生涯学習関係の利用等もほかの学校に比べると頻度が低いという点もあろうかと思うのですけれども、この七小のモップに関しましては、いわゆる学校の判断で執行しなかったと。要は使わないで間に合ったというのでしょうか。そういう形でここには上がってないと。ですから、予算的には同様の額が上げてあったということでございます。

以上です。

○川口浩史委員 清掃委託料も聞いたのですが。

○渋谷登美子委員長 菅小の清掃委託料.....菅小の清掃委託料は他に比べて低いという.....わかりますか。ちょっと休憩しましょうか。大丈夫ですか。休憩しましょうか、5分ぐらい。

○小林一好教育委員会学務課長 その辺については、ではいいですか。

○渋谷登美子委員長 はい、どうぞ。

○小林一好教育委員会学務課長 清掃委託で菅小が少ないというふうなことですけれども、この辺については、学校のほうの判断である程度必要なエリアでやっていますので、規模の大小でなくて、そういった形で各校取り組んでいただいておりますので、そういったことでご理解をいただければというふうに思うのですけれども。

なぜ少ないかと言われても、ちょっと取り組みでという形なものですから。以上です。

○渋谷登美子委員長 川口委員。

○川口浩史委員 外国青年招致の問題なのですが、ガステーブルを何で町が用意しなければならないのかなというのが私は疑問なのです。ガステーブルなんていうのは、アパートの所有者が用意すべきものではないのかな思うのですけれども、この契約、どういう契約を結んでいるのか。どういうアパートに住んでいるのか。どういうアパートに住んでいるのでしょうか。もし差し支えなかったら教えていただきたいと思います。

それと清掃委託料なのですけれども、その学校の判断だとおっしゃられたわけなのですけれども、七小は12万1,000円かかっている、そうするとかなり努力されているのだと思うのです。これは無理な努力であるのかどうかというのは、わからないのですけれども、これはほかでも努力して少なくすることができるのか。先生方忙しいですから、先生方に頼むというのもこれはちょっと問題かなと思いますが、これどうして努力をして低くできているのかというのは、やっぱりお聞きをしておいたほうがいいですよ。それで低くできるのでしたら、当然ほかも低くするようにしていけないと思うのですけれども、これ無理がなければ。そういうことで伺います。ちょっとそれ伺います。

後の問題はわかりました。

○渋谷登美子委員長 では、答えていただく前にお願いしたいのは、外国青年招致事業についての具体的な契約内容を教えてあげて、話してください。そのほうがいいと思います。

それから、清掃委託料にしては、3年ぐらいのものがありますよね。その中でやっているのかもしれないし、そういったことも含めてお答えください。休憩しなくても大丈夫ですか。

〔「休憩って言えば休憩になるよ」「委員長判断だよ」「そういうのは委員長が判断してもらわなかったら休憩とれないよ」と言う人あり〕

○渋谷登美子委員長 小林学務課長。

○小林一好教育委員会学務課長 建物の契約については、賃借人と当然所有者、それと賃借人については、外国青年という形で、町のほうは連帯保証人というような形、契約を結んでいると思いますので、という形でやらせていただいております。その中に器具的なもののいわゆるものの規定というのはないわけですが、ガスの使用という形でそういった使用料等については乙の負担とすると。乙というのは、賃借人ですが、そういったことでございます。契約上は特に器具はどうのというのは規定はございません。それでこれを町のほうでなぜ対応しているかと申しますと、ご承知のように、こここのところは何年か1年で変わっているわけなのですが、そういった中で対応が個人でやるとまた新たなものを買うという話になるわけですが、もったいないということもありまして、当初からそういったものについては、町のほうで予算をいただいて対応してきたというものがあまして、そういった意味でこういったものについては、町のほうで対応させていただいたというのが実情でございます。

それから、清掃でございますけれども、学校の清掃につきましては、用務員さんもおりますし、また学校の先生方も手伝ってやっていただいたりとか、また特に最近については、応援団の方に除草作業等もやっていただいて、非常にありがたいというふうに思っております。そういった意味では、各校それぞれ予算を執行させていただいて使わせていただいているわけですが、そういったお金を使わないような努力というのでしょうか、なるべくそういったことでの努力というのは各校していただいているというふうに理解しております。

以上です。

○渋谷登美子委員長 ほかに。

長島委員。

○長島邦夫委員 1点お聞きします。¹⁴ ページなのですが、一番下にあります中学校の進路指導事業ということで、中学校の進路対策費ということで28万円載っています。2校ありますから.....説明書のほうです、ごめんなさい。¹¹⁴ の一番下です。

〔「¹⁴ って言ったよ」と言う人あり〕

○長島邦夫委員 失礼しました。中学校の卒業するときに当たるわけです

から、就職するにしろ進学するにしろ人生の別れ目、大変重要な時期なのですが、この進路対策費でどんなものに使われているのか、内容をお聞きできればというふうに思っています。よろしくお願いします。

○渋谷登美子委員長 小林学務課長。

○小林一好教育委員会学務課長 それでは、114 ページの進路指導の関係のどのようなものに使われているかと。その前にどのような内容の事業と申しますか、やっているかということで申し上げます。まず、各2つ中学校あるわけでございますけれども、各高等学校あるいは専門学校、そういった説明会、見学会、一日体験入学、こういったような先生も含めましてというふうなことあるいはご父兄等交えた三者面談等々の関係、そういった中でございまして、使っているのは消耗品、それから通信費、それから学校等の紹介の資料の購入といいたしでしょうか、そういったもの、そういったようなものに使わせていただいているということでございます。

以上です。

○渋谷登美子委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 学校2つありますけれども、大体半分ぐらいずつのあれですか、その点ちょっと。そんなに半分にすると14万ぐらいになって、そんなに大きい金額ではないので、大変重要な時期なので、これで足りているのかなというふうな感じを持つわけですが、この点ちょっとお聞きします。

○渋谷登美子委員長 小林学務課長。

○小林一好教育委員会学務課長 今のお話でありましたように28万ということで、14万ずつでございます。足りているのかということですが、報告書類の上では足りているということで理解をしております。

以上です。

○渋谷登美子委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 今学校から帰って、塾通いが普通の生活になっている子も多いと思います。学校で進路指導しないで、塾でしていると。そこにおんぶをしているという家庭も随分多いと聞きます。要請があれば増額などして、そのような塾に頼らない進路指導ができればそのほうが理想ではないかなというふうに思うわけです。

以上要望といたします。ありがとうございました。

○渋谷登美子委員長 ほかに。

松本委員。

○松本美子委員 それでは何点かお尋ねさせていただきます。まず、114 ページなのですけれども、これは115 ページの外国青年の関係にもちょっとつながってくるかなと思いますけれども、英会話の関係ですけれども、これ

は中学の2校に英会話の講師を派遣をしての203万5,000円ということだ
と思うのですけれども、実際の授業時数ですか、はどんなふうになっている
のか。19年度はその中の対応の取り組みをしたのかというふうにお尋ねを
させていただきます。

それと18年度も19年度も同じ講師だったのでしょうか。今年度も前年
度並みに。そうしますと、この金額は妥当というふうに解釈してのお願いだ
と思うのですけれども、同じだとすれば、その基準が何だったのか、今年度お
願いした。

それから、この次のページですけれども、ちょっとこれ私わからなくて申し
わけないのですけれども、下のほうの外国青年の関係ですけれども、JET
の事業会費というものが7万2,000円ほど組んでありますけれども、これ
は負担金というふうな形ですか。というふうにJETということだと思うのです
けれども、どういうふうなものところに7万2,000円の負担をしているの
か、お尋ねします。

それから、144になると思うのですけれども、学校給食の関係になります
が、まずは臨時職員さんと正規の職員さんでの対応、調理等契約してい
ただいて骨折っていただけているということはわかってますけれども、臨時さん
は何名ぐらいの対応で行ったのか。今年、19年度もちろん決算ですから19
年度ですけれども、どのぐらいの年数でしょうか、を臨時さんを雇っての対
応をしているのか、お尋ねさせていただきながら。もちろん食事の関係で
すから保健の、保菌の検査委託というのももちろんやっていることで、こちらに
も載ってますけれども、それはお尋ねしたいのは、臨時職員さんも職員さん
もぎりぎりで行っているかなというふうに解釈はいたしておりますけれども、
もしその検査の結果、保菌者が出たというときは、どんなふうな対応をやっ
て19年度もしましたらですけれども、この対応があったのか。あるいはこ
れ定期的に検査というふうなものにも入って30万6,000円が入るのかな
というふうに思っていますけれども、その辺をお尋ねさせていただきたいと
思ってます。

以上です。

○渋谷登美子委員長 小林学務課長。

○小林一好教育委員会学務課長 まず、114ページの英会話、事業時数と
いうことでございます。これにつきましては、それでは過去申し上げます。菅
谷中学校200時間ちょうどでございます。玉中が144時間。菅小54時間、
七小が25時間、志賀小が33時間というような数字でございます。

それから、同じ講師かということでございますけれども、同じ講師でござ
います。

それで妥当かということでございますけれども、これは前年に踏襲した形でやらさせていただいております、町内の業者さんということで年々やってきております、私どもとすると、そういった形でちょっと統一をさせていただいたという面がございます、そういった意味でまあまあ妥当かなというふうには理解をしております。

それから、続いて 115 ページのJETの会費でございますけれども、7万2,000 円の会費でございます、これはJETを日本に導入するについては、この会費を払わなければならないということになりまして、これの用途については、参加者、各例えばアメリカとかカナダとかいろいろの国があるわけですが、そういったところも含めて参加者募集、選考、連絡調整、そういったものに使うというふうなことでございまして、これはそういった協議会のほうへ納めているということでございます。

それから、臨時職員の関係については、所長のほうから答弁させていただきます。

○渋谷登美子委員長 小林共同調理場所長。

○小林秋男教育委員会学務課学校給食共同調理場所長 それでは、調理場の調理員さんにつきまして私のほうから回答させていただきます。

平成 19 年度の調理員さんにつきましては、第一、第二両方合わせまして、正職員が7名、臨時職員さんが7名ということで、臨時の方につきましては、7名で常時調理を行っております。緊急で休みがいたった場合には1日単位で3名ほど待機してというか、お願いする方おりますけれども、常時7人で実施をしております。

年数につきましては、今年の4月から採用された方と長い人ですと 10 年以上の方がおります。

それから、保菌検査につきましては、調理場職員全員と各学校の配せん員さん、用務員さん、幼稚園の先生、全体で29名ほどになりますけれども、毎月2回ずつ保菌検査を実施しております。平成 19 年度、それ以前につきましても特に異状が出た方はありませんでした。失礼しました。調理場職員、配せん員さん、用務員さん、幼稚園の先生、そのほかに各食材を納入する業者の方、いきいき野菜農園ですか、その方、それから車の運送をお願いしてあります運送会社の直接配送する職員の方、調理場の関係の職員以外の方は有料で実施しております。全員につきまして、特に異状はありませんでした。

以上です。

○渋谷登美子委員長 松本委員。

○松本美子委員 それでは、英会話の派遣の関係なのですけれども、金額

的には去年並と大体同額の話でさせていただいていますし、日数的にも時間数ですか、わかりましたけれども、同じ方でしょうかというふうに多分伺っていたかと思ったのですけれども、もし抜けていたとしたら改めて、では.....

〔「同じ人」と言う人あり〕

○松本美子委員 同じ人だということで、それはではどういったような考えのもとに同じ方が、何年間ぐらい、19年度までに講師派遣という形でお願いしていたのか、教えていただけますか。

それから、給食の関係ですけれども、正規と臨時とそれから1日採用の方が控えてくださると。幸いにして保菌者の関係は出てなかったということで、まことによいことかなというふうに思っていますけれども、臨時の関係の方はあくまでも臨時ですから仕方がないのかなというふうな部分もありますけれども、長年10年以上というふうになってきますと、やっぱり現場ですからそれはできる方がやっていただくのは一番ベストかなというふうに思っていますけれども、この点は19年度も同じ初期から19年度までずっと同じ対応で来ている。年数が長くなったのでしょうかけれども、その辺についての何か今までの考え方というか、何かそういうものは今後でなくて、19年度まで結構ですけれども、あったのでしょうか、お願いをするのには。現場ですから仕事ができるからとかいろいろあるかなと思いますけれども、ほかに何かもしあるようでしたらお願いします。特に長くお願いをしている部分についての考え方というか、ある部分ではわかったつもりですけれども、尋ねておきます。

以上です。

○渋谷登美子委員長 小林学務課長。

○小林一好教育委員会学務課長 英会話、同じ方ということで、何年かということですが、調べてみましたら平成5年からですか、同じ方にお願いしているということで、町内の業者の方ということでしたので、そういった形で踏襲をされたということでございます。

以上です。

臨時職員の関係については、所長のほうから。

○渋谷登美子委員長 小林学校給食共同調理場所長。

○小林秋男教育委員会学務課学校給食共同調理場所長 長い方につきまして、特別な理由というか、そういうのは特にございませんけれども、少ない方、人数が欠けた場合募集しまして、足りない方は補充はしていますけれども、やっていただける方はそのまま続けてやっていただいているということでございます。

○渋谷登美子委員長 松本委員。

○松本美子委員 臨時職員の関係は、一応規定があつてということですが、それは6カ月で最高執行やっているということなのでしょうけれども、その辺の考え方はほかの臨時職員さんとほぼ考え方が同じで来ていることは来ているのだと思いますけれども、基本は、そういうことだと思うのですけれども、それはどうなのでしょう。別にあえて何かそういうものは、現場ですから仕事の関連もあるというふうに私も先ほど申し上げましたけれども、それぐらいのことですか。

○渋谷登美子委員長 小林学務課長。

○小林一好教育委員会学務課長 では私のほうでちょっとお答えをさせていただきます。

町全体のいわゆる臨時職員、これはいろんな職種があるわけですが、基本的には事務職等々については、いわゆる半年というふうな継続でいって、最長3年というふうな内部規定という形で処理されるわけですが、給食調理場、現場の職員のほうにつきましては、今委員さんの方からお話しありましたように、なれとかそういった形で相当やっぱり仕事量が違ってきますので、そういった3年の範囲からは外させていただいておりますので、そういった意味ではある程度長い人もいるかなというふうには思うのですけれども、そういったことでございます。

以上です。

○渋谷登美子委員長 ほかにありませんか。

清水委員。

○清水正之委員 113 ページなのですが、鎌形小学校の見回りに対する報償1人なのですが、多分帰り、下校時なのかなというふうに思うのですけれども、1人なのですから、多分下校時の見回りなのかなというふうに感じるのですが、だとすると、千手堂のほうから回るところと、それから農免のところを回っていくという形で2通りの通学路になっているかと思うのですけれども、この見回りに対する報償というのは、具体的にはどういうものなのか。まずお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、先ほどの外国人の招致事業なのですが、先ほど契約内容をお聞きしたのですが、アパートの敷金とかというのは、払う必要のあるものなのでしょうか。どういう形で敷金を払っているということは、アパートを借りているのだと思うのですけれども、権利金だとか家賃だとかそういったものの関係で、敷金というのを払う必要があるものなのかどうか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、さわやか相談室なのですが、以前は全学校に配置がされ、県の補助がなくなって、1人になった。今中学校2校に配置されていると

思うのですけれども、全体の件数とそれから小学校の3校、この時点では3校かな、3校から寄せられた相談というのがどのくらいあったのか、お聞きをしたいというふうに思います。

それから、117 ページなのですけれども、吉田集会所の改修工事なのですが.....

○渋谷登美子委員長 それは生涯学習。

○清水正之委員 生涯学習か、すみません。それから、児童生徒の健康診断なのですけれども、心電図や脊柱側湾症、具体的には検査結果によってどのくらい出ているのか。要検査になった子供たちの後からの指導というか、検査だとかその辺がどういうふうにされているのか、お聞きをしたいというふうに思います。

それから、最後なのですが、来年4月から幼稚園が鎌形小学校のほうへ移るということで、今年が最後のあの場所での最後になるわけなのですけれども、131 ページで幼稚園の教育懇話会が開かれたというふうになっています。この懇話会の具体的内容を含めて課題等が出されていればお話しいただきたいというふうに思います。

○渋谷登美子委員長 暫時休憩します。3時まで。

休 憩 午後 2時50分

再 開 午後 3時02分

○渋谷登美子委員長 再開します。

清水委員の質問に対しての答弁をお願いします。

小林学務課長。

○小林一好教育委員会学務課長 それでは、113 ページの旧鎌形小学校の見回りの件ですけれども、登校時とかというお話があったのですけれども、この件についてはご承知のように、統合しまして無人というような形にございまして、近所の人にいわゆる1日に1回程度ちょっと外から見ていただいて、異常があったら知らせていただくというようなことでございまして、そういった見回りということでご理解をいただければというふうに思っています。

それから、外国人招致の関係でアパートの敷金は払わなくてはいけないのかという件でございます。これについては、契約上契約をしたときにいわゆる敷金として5万円を入れるということで契約上必要だというふうに考えています。ただ、これは実は前のアパートがちょっと古くなりまして、昨年かえましたので、ですからそのアパートで変わらなければ1回ということでご理解をいただければというふうに思っております。

それから、さわやか相談員の関係の小学校の状況については、後ほど

副課長の方から答弁をさせていただきます。

続いて117ページの健康診断、何点か項目がありますので、それぞれについて説明させていただきたいというふうに思います。まず、脊柱側湾症の検査、これについては小学校で4年生、中学校で1年生を対象にやるわけでございますけれども、合計で340人ほど受けておりまして、そのうち疑いということで15人ということで、4.4%程度の出現率ということでございます。それから、続いて心臓の関係、これについては小学校1年生と中学校1年生ということで、全体で318人受けまして、そのうち異状が、異状というか10人、それで様子を見ましょうというのが3人ということで、出現率が3.1%。それからギョウ虫検査、これについては幼稚園も全員が入るわけですが、幼稚園と小学校563人ということで、陽性が1人ということでございました。この方については、二次審査をして正常になっているということでございます。それから、尿の検査でございます。これについても小学校、中学校全員やっているわけですが、小学校で995人受けまして陽性が10人、二次を10人のうち9人がやりまして、そのうち7人が正常ということで、二次でちょっと異状があったというのが2人ということで、たんぱくが出てたりとかそういった状況でございます。それから、中学校については、490人受けまして、陽性が24人、そのうち22人が二次を受けまして、正常が20人、異状が2人ということでございます。結果については以上のような状況です。指導をどうしているのかということですが、各校養護教諭等おりますので、その養護教諭等を中心に必要に応じてはお医者さんにかかっていたく等々の指導を踏まえてやっているというふうな状況でございます。

続いて幼稚園の懇談会の件については、園長のほうからお答えさせていただきます。よろしくお願いいたします。よろしくお願いいたします。

以上です。

○**渋谷登美子委員長** 大木副課長。

○**大木 剛教育委員会学務課学校教育担当副課長** それでは、小学校のさわやか相談員への相談件数ですが、19年度については小学生の相談件数が3件です。小学生の保護者の相談件数が26件です。

以上です。

○**渋谷登美子委員長** 小久保幼稚園園長。

○**小久保錦一教育委員会学務課嵐山幼稚園園長** それでは、教育懇話会についてお答えいたします。

この教育懇話会は平成18年度に始めたものでございまして、町内の小中学校のいわゆる教育委員制度に相当するものというふうにお考えいただければ間違いないと思います。地域の区長会長さん、事業主の代表の方、

小学校長代表の方、学識経験者及び現PTA会長さんの5人でこの組織しております、学期に1回ずつ、その学期学期に幼稚園で行っている事業についてこんなことをやってます、こんな点が幼稚園の特色です。課題ですということを申し上げて、適切な感想、助言をいただくことが内容のメインでございます。特にそれらを参考にして幼稚園の経営に生かしていく等をメインにしております。1学期は子育て談話会というのを行いまして、それをこんな結果でこんな内容がありましたということをお話し、そして保護者から園の評価をしてもらった評価項目等についてのこんな評定をいただきましたということをお話して意見をいただいております。以上でございます。課題については、特にございません。

○**渋谷登美子委員長** 清水委員。

○**清水正之委員** さわやか相談室ですけれども、小学校で保護者からの相談が26件あったということで、具体的にはどういう内容だったのか、差しさわりなかったらお聞かせ願いたいのですが。

それから、児童生徒の再検査がかなり多いというふうに見ていいのかどうかかわからないのですが、この人たちの例えば心電図なんかの場合は体育の部分、それから脊柱の場合は生活指導の面での問題だとかということで、学校教育の中でどういうふうに生かされるのか、その子供たちの養護教諭を中心にということなのですから、具体的にどういう指導がされるのでしょうか。2点だけお聞きしたいと思います。

○**渋谷登美子委員長** 大木副課長。

○**大木 剛教育委員会学務課学校教育担当副課長** すみません。小学生と中学生の相談件数とか相談内容についての把握はしているのですけれども、小学生でどういう内容があったか。中学生でと、そういうのはまだ把握はできていないです。トータルとして件数を報告してもらうような形になっているので、その小学生がどういう内容でというのは把握はできていないのが実情です。申しわけないです。

○**渋谷登美子委員長** 小林学務課長。

○**小林一好教育委員会学務課長** いろんな尿だとか心臓の関係だとか脊柱湾だとかあるわけですが、ちょっと細かくは見てないのですけれども、データがここにあるのですけれども、18年とかその辺からちょっと私のほうで調べさせていただいているのですけれども、出現率的にはそんなにほぼ同様の数字かなというふうにはとらえています。多いかというのはそういう状況でございます。

それから、あと具体的にどういうふうにということでお話があったわけですが、先ほど申し上げましたように、養護教諭のほうから必要に応じ

て治療勧告と申しますか、そういったことをやって、家庭でお医者さん等へ
いっていただいて治療していただくと、流れとしては、そしてその治った結果
というのでしょうか、そういうものを学校のほうへ報告していただくような、そ
ういった流れで対応しているということでございます。

以上です。

○**渋谷登美子委員長** 清水委員。

○**清水正之委員** 特に取り立てて子供たちの健康について、今問題が出て
いるということはないというふうに認識をしてよろしいのでしょうか。

○**渋谷登美子委員長** 小林学務課長。

○**小林一好教育委員会学務課長** おっしゃるとおりでして、今特にそうい
たことは聞いておりません。

○**渋谷登美子委員長** ほかにありませんか。

青柳委員。

○**青柳賢治委員** 114 ページ、事業名、教育相談員設置事業、報償費 33
万 9,000 円でこれは去年と同額なのですけれども、19 年度においてはど
のような相談というのですか、18 年度よりもふえているものかどうか。それ
から、ある程度どういうものが持ち込まれてきているかというようなことがお
答えいただければありがたいです。

もう1つ、次のページの 116 ページ、99 の義務教育振興諸事業の中で
負担金ということで去年もこれほとんど同じ額なのですけれども、小川町広
域適応指導教室といって 67 万 6,000 円出ております。これは嵐山町の教
育行政とどのようにその部分を補助していくことによって資するのか、その
辺のところをお尋ねします。

○**渋谷登美子委員長** 小林学務課長。

○**小林一好教育委員会学務課長** まず、114 ページの教育相談の関係で
ございます。この教育相談につきましては、定例と臨時とがございます。定
例につきましては、毎週金曜日の午後に来ていただいて相談、それから突
発的なものというのでしょうか、保護者等から相談があったときには.....失礼
しました。何日という形で教育委員会のほうで日程を調整しまして、相談を
受ける側とやっていただける方のほうで調整をして、日にちを設定してやっ
ていただいております。

中身でございますけれども、大きく分けて1つが教育相談ということで、
今特に通っているお子さん等のいろんな障害をお持ちのお子さん方の関係
のいろんな相談、これが1つあります。それから、もう1つは就学前から就学
にかけて、いわゆる就学をどうしたらいいのか。やはり保護者の方もそう
いった方向がなかなかやっぱりわかりづらいというか、わからないというか、そ

いうこともあります。そういった基本的には2つの部分です。昨年が延べで86回、相談の実の人数で8名の、ですから1人の方が何回も例えば今週来て、来週来て、再来週来れば延べでは3回になるわけですから、そういったことでなくて、延べで8名ということで回答させていただきたいと思います。この件については以上でございます。

続きまして、116ページの小川町の広域適応指導教室、これにつきましては、67万6,000円ということで非常に高額の額を負担金として納めているわけですが、これにつきましては、ここに書いてありますように、小川町ほか嵐山、滑川、それからときがわ、東秩父ですね、全部で5市町村で構成して、いわゆる通常学校へ当然子供たちが通うわけですが、なかなかやっぱりそこで適応できなくて、どうしても不登校的な、そういったお子さんをこちらで当然母親からの、保護者等との相談も当然本人も相談とかあるわけですが、そういったことを経て、こちらで通って、この目的については、ただ単に学ばせるということだけではなくて、いわゆるもといた学校にどう戻すというのでしょうか、正常な形で戻すか、そういったような形で取り組んでいるというようなことでございまして、昨年は嵐山、両中学各1名、2人の実績ということでございます。

以上です。

○渋谷登美子委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 そうすると、教育相談員さんのほうは全く謝礼ですので、この回数も今86回、それから実人員というのですか、8名ということですが、この辺は今年は19年度はふえているということだとらえておいていいのか。同じですと、前年並みですといったようなことでいいのか、その辺のところと。

それから、今両中学校から1名あったという中の、これは補助金ですからそこまであれなのでしょうけれども、この学校のほうへ完全に戻ったのかな、19年度によって、その点を伺わせてください。

○渋谷登美子委員長 小林学務課長。

○小林一好教育委員会学務課長 教育相談の関係で対前年はどうかということですが、これは単年度でぱっぱと決まることではないので、継続している方もいますので、ちょっとお尋ねについてはあれなので、人数的にはほぼ同じぐらいかなということを申しておきます。ちょっと具体的な数字は持ち合わせてないので申しわけないのですが、ということかというふうな理解しております。

それで、指導教室の関係については、副課長のほうからちょっと答弁させていただきますので、よろしくお願いします。

○渋谷登美子委員長 大木副課長。

○大木 剛教育委員会学務課学校教育担当副課長 今課長からありましたように、各校1名ずついました。1学期に1人の子が 48 日ですか、登校して、適応指導教室のほう、小川にあるわけですが、電車で1人で電車に乗って通うわけですが、もう1人の子が 28 日で、その後は学校へ通うことができるようになっておりますが、たださわやか相談室のほうへ通うということで、学級へ即通えるようにはなっておりません。ですから、さわやか相談室とかまたは町の図書館で勉強するとかということを繰り返しているような状況で、すぐに学級に復帰できているわけではありません。

以上です。

○渋谷登美子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○渋谷登美子委員長 なければ、学務課の質疑を終了します。

すみません。この実施計画にいろいろ数値が出てますから、皆さんこれをしっかり見てから質疑してください。

休憩します。

休 憩 午後 3時20分

再 開 午後 3時22分

○渋谷登美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、教育委員会生涯学習課に関する部分の質疑を始めますからどうぞ。

河井委員。

○河井勝久委員 すみません。説明書の 37 ページ、1点ほどお聞きいたします。博物誌の本の関係でありますけれども、雑入で 21 万 9,000 円ほど上げているわけでありまして、昨年4部作の化粧本、箱入りの、これが1冊 1,500 円だと思うのですけれども、値下げされたのですけれども、値下げされてからどのぐらいの販売部数になったのでしょうか。現在ストックがどのぐらいあるのでしょうか。

○渋谷登美子委員長 田幡生涯学習課長。

○田幡幸信教育委員会生涯学習課長 お答え申し上げます。おっしゃいますように、昨年から 1,500 円ということにいたしまして 146 冊売れました。出しているのは今まで4巻出してまして、民俗編、中世編、原始古代編、動物編ということなのですが、やっぱり一番多いのは中世編というのが一番多くて、次が民俗編とほとんどが中世編が売れたということであります。

それから、先ごろ 40 周年記念事業ということで小中学生ですか、それか

ら区長さん、それから事業所等に配布いたしまして、最初は全部それぞれ 3,000 部つくったわけなのですけれども、年度末現在在庫数ということなのですが、中世編が 30、それから民俗編が 520、そして動物編が 990、原始古代編が 950 冊ということであります。

以上です。

○渋谷登美子委員長 河井委員。

○河井勝久委員 そうすると、まだ中世編以外はかなりストックあると思うのですけれども、今販売している箇所、学務課でもあるのですけれども、例えばアイプラザだとかそれから女性会館だとか資料館ですか、県の歴史資料館等にもあるわけなのですけれども、どこが一番今までで売れているのでしょうか。

○渋谷登美子委員長 田幡生涯学習課長。

○田幡幸信教育委員会生涯学習課長 前はアイプラザ、それから資料館、そして女性会館と、それぞれちょっと置いたわけなのですけれども、なかなか販売が伸びないというか、ほとんどが売れなかったわけなのです。それで現在は役場、後は出張所ですか、出張所で販売しています。それから図書館ということですが、役場がほとんどでその次が出張所、そしてあと少し公民館というか図書館出ているかと思うのですけれども.....失礼しました。あと農耕センターと公民館に置いてあります。一番売れたのは、結局役場内で買っていただくというのが一番多いですね。そういうことでほとんどがそういう状況です。

○渋谷登美子委員長 河井委員。

○河井勝久委員 広報なんかでも載せたこともあるのですけれども、やっぱりちょっと宣伝が足りないのかなと思うのと。何年たったら全部売り切ろうという計画がないのでしょうか。それとも 40 年事業である程度区長さんのほうでいろいろ配布したということなのですけれども、その何らかの方法で処分といたらおかしいのですけれども、さらに値下げするとかそういう形で検討はしていく方法は考えてないのでしょうか。そこをお聞きしておきたいと思います。

○渋谷登美子委員長 田幡生涯学習課長。

○田幡幸信教育委員会生涯学習課長 今までこれにつきましては、3,000 部をつくりまして、2,100 冊以上残ってた。そして、この 40 周年記念事業によりまして、小中学生の児童生徒さん等に配布させていただきまして、まだ今のお話のように 900 から残っているものもあります。

それで何年たったらというのは、ちょっとなかなか販売のめどというのは今ついていないのですけれども、改めてまた配布先というのは、その辺のところもちょっと検討させてみてもらいたいと思います。

それから、宣伝もまた広報紙等を通じながら、これもちよっとやってみたいなと考えております。ただ、宣伝して買ってくださいといって販売ができるものというのは、多分ほとんど少ないのかなと思うのです。作成した時点でかなり販売し、必要な方という言い方は変なのですけれども、欲しかった人というのはかなり手に入れているのかなという部分もあると思うのです。ただ、改めてもう一度宣伝をするということが1つと。

それともうちょっと一番取っておきたい中世編というのがもうほとんど在庫切れのような状態になりますが、そのほかのものについては、前は5年生から中学3年生までの方にそれぞれ配布したわけなのですけれども、またちよっと時期を見た中で配布のほうも、配布というかこの小学校等も含めた中で配布を考えていけたらと考えております。

以上です。

○渋谷登美子委員長 ほかに。

清水委員。

○清水正之委員 23 ページの体育館の使用料なのですけれども、料金改定をして、多分1時間幾らというふうになったのだと思うのですけれども、住民の方からは7時から9時までという体系だとなかなか集まって利用する部分が大変だという話も聞いているのです。以前その話をしたことはあるのだと思うのですけれども、19年度はその料金体系、使用時間等も決まっていたかと思いますが、運用で、例えば7時半から9時半まで使っていく運用はされたんでしょうか。それが1点です。

それから、先ほど言ってた 117 ページの吉田集会所を今回トイレと遊具の改修という形で載っているのですけれども、これもちよっと前に話したことあるかと思うのですけれども、建物そのものが基礎の部分がむき出しになっていると建物そのものが非常にもう今の時期危なくなっているのではないかというふうに考えてはいるのですけれども、この改修あるいは存続していくという形での町としてこのトイレ改修をするに当たって、現地を見たと思うのですけれども、その辺の考え方というのはどういうふうに考えているのかお聞きをしておきたいというふうに思うのですが。

○渋谷登美子委員長 田幡生涯学習課長。

○田幡幸信教育委員会生涯学習課長 体育施設の使用がちょうどの時間というのですか、7時から8時、8時、9時ということで時間単位で使用料いただいていまして、今のお話ですと、時間が7時半から9時半とかというような形のずれた中でやれないかというお話だと思うのですけれども、30分という話もちらっとお聞きしたこともありますし、1団体、2団体、余り数は多くないのですけれども、一部の団体が少しそんな形の使い方をさせてもらえない

かというののちょっと話は聞いてます。ただ、使用料を取るためには時間もある程度制限した中で最初決めましたので、去年はそんなようなあれはありませんでした。

ただ、今年ですね、今年の話をしてしまっちはちょっとおかしいかと思うのですけれども、使えるようにという形で、例えばテニスコートなんかまるっきりの団体貸し出しだけではなくて、個人で使う人たちもいますという話もありますので、この辺のところを今考えてきておりますので、またそういう中で今後ちょっとその特別の団体についてはおかしいのですけれども、幾つかの団体だとは思うのですけれども、そんな話がありましたときは、後の使用等々も考えた中でちょっと考えていきたいなと考えます。

それから次に、吉田集会所の関係なのですけれども、吉田集会所をつくってから30数年、35年ですか、たつかと思うのですけれども、確かにつくったときからという言い方は変なのですけれども、ああいう形でできて、ちょっといい状況ではないような部分があります。今年トイレ、あの中にトイレが障害者用のトイレという部分、昨年度改修しまして、それからまた遊具につきましても北側といいますか、東側といいますか、ちょっと暗がりのところにあり、遊具もちょっといろいろ壊れたりしている部分があって、直そうかどうしようかという部分がありまして、それでちょっと地元の方と話し合った結果、直接あそこで使っている子供自体もかなり少ないし、改めて修繕しなくてもというお話もありまして、撤去させていただきました。

それで今後その付近にまた改修、存続の関係なのですけれども、施設をそれなりに見て、確認し、その違うことについて考えたかというような話なのですが、毎回は、毎回というかかなり回数はいそそこに行って見てきておりますけれども、今回もちょっとああいう状況なものですから、すぐというわけにはいかないのですけれども、今後は建物も35年たった中で、あのつくり自体がああいうふうになっていますので、どこかの時点ではあれをどのような形にするかということは出てくるのかなと思うのですけれども、現在はその状況で今使っている状況であります。ただ、そろそろそのような形も考えていかなければいけないような時期に来ているのかなとは考えております。

以上です。

○渋谷登美子委員長 清水委員。

○清水正之委員 要するに基礎がもうむき出しなのですよ。それこそそういう意味で立地条件が悪いかもしれないのですけれども、あそこを使うというのは、非常に危険性も伴うのではないかなという気がしてならないのですけれども、あれはもう地震にもたないのではないかなというような、そういう建物に見えて仕方ないのですが、そういう点ではやはり今課長のほうではどこか

の時点でという話は出ましたが、もうそれこそコンクリートの基礎がもう目に見えて、すっかり見えてしまっているというような建物ですから、そういう面では公の建物でもあるし、そういう点ではきちっとした方向性を持っていく必要があると思うのですけれども、どうでしょう。

○渋谷登美子委員長 田幡生涯学習課長。

○田幡幸信教育委員会生涯学習課長 確かにおっしゃるとおりでありまして、考えてみますと、あの建物は48年だったかな、この当時つくった話で、つくったとき、確かにあの場所を考えたらああいう形が基礎の部分にしても多分かなり前からそういう形があったのかなと思うのですね。それであそこを實際いじくりまわすと、いじくりまわすという言い方変なのですけれども、耐震の問題だとか含めた中で、今言われました基礎の問題、そしてあの中それぞれの問題というのですか、それぞれがありますので、どんな程度の形というのは少し、そういうときが来たらという意味ではなく、今言われましたように、ちょっと研究とか確認させていただきたいと思います。

以上です。

○渋谷登美子委員長 ほかに。

安藤委員。

○安藤欣男委員 2点ばかりお伺いしますけれども、この説明書の141ページ、まず嵐山スポーツ少年団ということで26万8,800円の補助なのですが、この補助の相手先といいましょうか、現在スポーツ少年団というのはどのぐらいあって、どんな状況になっているのか、お伺いしたいと思います。

それから、142ページのこの総合グラウンドでサッカーゴール少年用3セットというのですが、これ3セット町が新しくしたということなののでしょうか。どういう形で新しく備品として購入が、備品購入なのですか。セットでただ置くだけのものだったのか。

それからもう1点、鎌形野球場、これはいつもどうしたらいいかというものもあるわけですが、207万3,463円、これももちろん土地の借上料なんかもあるわけですが、現在利用状況はどういうことになっているのか、お伺いします。

以上です。

○渋谷登美子委員長 田幡生涯学習課長。

○田幡幸信教育委員会生涯学習課長 まず、スポーツ少年団ですけれども、スポーツ少年団につきましては、野球が2団、それからサッカーが1団、それからバレーボールが男女入っていますけれども、これが1つと、それからバドミントン1つということで5団あります。そして、そこにいろいろ子供たちというのは186人。

〔「合計で186人」と言う人あり〕

○田幡幸信教育委員会生涯学習課長 合計ですね、はい。20年度春になってしまいますけれども、数字で申し上げますと、野球が2団ありまして92人、サッカーが1団ですが34人、それからバレーボールが1団ですが31人、そしてバドミントンが29人という状況であります。

そしてこれが、この26万8,800円というのはそれぞれの団の方にこの中の5団にお渡ししているわけなのですけれども、県のほうの登録費等がこの中で大部分というのですか、かなりの金額を占めてしまっているわけですね。そういうこともありまして、平成20年度からその登録費分につきましては、改めてこちらの補助金で出しますよということで、この26万8,800円につきましては、26万何がしの金額につきましては、団で普通に使える金のほうにいたしました。ここについては別建てで、別建てといいますか、補助金になっているのですけれども、この中で別で登録分を町のほうで改めて団のほうからも申し入れがありまして、出すような形になりました。

それから、142ページ、サッカーゴール少年用3セットということで、昨年嵐山町で少年団のサッカーの大会があったわけなのですけれども、ここで改めてゴール等確認したわけなのですけれども、ちょっと前からも言われてたわけなのですが、少年のサッカーゴールが前のがさびて、つなぎの部分のところが一番ちょっとになってしまうわけなのですけれども、この辺のところが腐食したりして、ちょっとという部分がありまして、そのときに3セット、そして今度買わせていただいたものがアルミ製の、子供たちには軽いもので、下に埋め込みときはそれなりにあれなので、指導者のほうがきちっとやと思いますけれども、ちょっといつも少年団、自分たちで運び出して持っていくものですので、アルミ製のものに取りかえさせていただきました。それがこの3セット、71万5,500円ということであります。

それから、次に鎌形野球場の関係なのですが、鎌形野球場につきましては、使用料、土地をお借りしまして約1万1,000平米ほどあるのですけれども、166万ほどの借上料をお払いしているわけなのですが、これの使用につきましては、これでいいますと、23ページにちょっと使用料のほうが出てくるわけなのですけれども、昨年が73件の15万4,100円という形で載っているかと思うのですけれども、その前の年が6万7,900円ということで、使用料は多くなったのですが、いろんなところというか、ちょっと今までのところとまた違うようなところもちょっと使用するような形になりまして、利用につきましては、前年度よりは多少伸びている、こんな利用状況であります。

以上です。

○渋谷登美子委員長 安藤委員。

○安藤欣男委員 スポーツ少年団については、登録料は別に出しておるといことなのですが、それはどこに出ているのですか。いやいや、まだまだ.....まとめて、だから、ですから5団で26万8,800円の早く言えばこれは運営費、運営費の補助ということにとらえてよろしいのでしょうか。このスポ少の育成というのは、非常に大事だと思っているのですが、ただ指導者がなかなか少なくなってきたり、運営が厳しいというのは聞いておりますが、新聞等でも嵐山のスポーツ、野球少年なんかも大きな大会へ出たりあるいはバレーは1団って、男女これはガッツでしょうかね。これなんかもかなり全国大会へ出たり頑張っておりますので、今後これらを推進していくような努力をなお一層お願いできればいいなと思っております。これは質問は結構です。

鎌形野球場ですが、利用者はふえているというのですが、利用者の内容はどのようなのですか。子供、スポーツ少年団とか社会人が使っているのかあるいは高校生が使っているのか、その辺わかりましたら。嵐山町の人が使っているのですか。

○渋谷登美子委員長 田幡生涯学習課長。

○田幡幸信教育委員会生涯学習課長 スポーツ少年団の関係ですけれども、ちょっと私が新年度の20年度をあわせてしてしまいましたので、先ほどの登録料につきましては、この年までがこういうような形でほとんどが登録料までこの中に入ってしまったままですので、新年度からは、20年度からは登録料を別建てにし、この26万というのは各5団で運営費で使えるような形にいたしましたということで、ちょっと誤解を招くようなお話をしてしまいましたして申しわけございませんでした。そんなような状況でございます。

それから、指導者が少ない、いろいろ、いろんなことでかかわってボランティアというような形で指導者をやっていただいているわけなのですけれども、それぞれのところで何といいますか、団によりましては、子供が入りましたよという中で、その子供の父兄の方というのは、その親の方が指導者をやりますよというような形でやっているようなものも野球やサッカー等では見受けられまして、そんな形で少しずつ引き受けていっているというのがございます。ただ、今言われましたようなバレーボール等につきましても、始めたときは多分数人の中で指導者で始めたのだと思うのですが、この前の人たちに早い時期の人たちが最初のころ教わった人たちというのは、このような人たちも少しずつ指導者のほうには帰ってきている。帰ってきているという言い方変ですけれども、入って面倒見ていただいているような状況も出てきているという状況であります。指導者がいないとなかなか大変だというのはありますので、その辺承知しながらやっていただいている状況でございます。

それから、鎌形野球場の使用なのですから、主には大人であります。子供というか子供ではなく、子供については使用料、先ほどの使用料も子供たちというのは取っていませんので、使用料全部大人であります。それで町内か町外かというお話でございますけれども、町外の方も多く使っていると思います。町外の方というのは、倍の値段というのですか、時間帯の、そういうような形で払っていただきまして、あいているときはいろんなところに貸して、町外者でも貸しておりますので、私のほうからは言えば、いろいろ借りていただいて、使用料が上がってくればいいなと考えております。

以上です。

○渋谷登美子委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 23 ページのただいまの鎌形野球場も含むのですけれども、この体育施設の使用料というのが全体でふえているのですよね。町外もいるということであるので、一概に言えないのかなとは思いますが、町民のスポーツ指向というのは高くなっている傾向があるというふうに見えていいのか。ちょっとこの利用状況から見ていいのか伺いたいと思います。

それから、116 ページの人権の関係でふれあい講座講師謝礼、ふれあい塾講師謝礼とあるわけなのですが、これ講演をしたのかなと思うのですけれども、ちょっと中身としてどんな中身、内容だったのか。参加者はどうだったのか。ちょっと中身を教えてください。

それから、133 ページの青少年健全育成事業なのですが、青少年に対する行政の支援というか施設のほうなのですが、ちょっとちょうどこのエアポケットのようになかなか支援がし切れなくてないというところであるわけですね。子供もいろいろな制度があって、また大人、お年寄りになるいろいろな制度があるので、そういう点でなかなか我々も青少年の問題をとらえるのにどうとらえていいのかというのが悩みもあるのですけれども、こういう活動をしている中で課題というのが何かあるようでしたら伺いたいと思います。

それからその下の放課後子供教室、これ前から引き継がれて新しいものとしてなったわけですが、人数とどんな活動したのか、伺いたいと思います。

それと137 ページの図書館の備品購入、これ昨年聞いたときには図書の購入はありませんということであったわけです。今年もやっぱり図書の購入はなかったのか。図書の購入はないと書いてありますよ。図書はないと.....あっ、ごめんなさい、要望がない、図書の要望がないというような、ごめんなさい、要望を聞こうと思っていたのですけれども、そうか、これではだめだ。

ちょっとどんなものを購入したのか、ちょっとそこら辺伺わせてください。

以上です。

○渋谷登美子委員長 田幡生涯学習課長。

○田幡幸信教育委員会生涯学習課長 スポーツ体育施設使用料は伸びていますが、伸びてます。そして、これを見て利用の人が多くなっているというようなそんなようなお話かと思うのですけれども.....

〔「スポーツを指向する」と言う人あり〕

○田幡幸信教育委員会生涯学習課長 指向ということで、はい。まず、使用料につきましては、前年が140万7,000円と、そして今年度がこの合計が190万7,000円ということで、約50万ほど伸びてます。18年につきましては、この使用料をいただくようになったのが7月からいただくようになりまして、この辺もありまして、3カ月ほどちょっと時期も違ってましたので、一概に利用がふえただけという意味ではないのかなと考えております。

それから、スポーツのする人の指向がふえているのかと、スポーツは1人1スポーツを声かけているわけなのですけれども、なかなか何というのですか、やってない人にやっていただくということが、今やっている人というのはかなりいろんなもの、スポーツ2種類も3種類もやっているのかなと思うのですけれども、その他実際にやってない人にどのようにというのは、なかなか難しい問題で、それぞれ嵐山でもこういうようなスポーツの各部とか各チーム、また大がかりにありますチーム等もいろいろあるのですけれども、やっていけたら、いただけたらありがたいのですが、やっていただけるようにまた何かお話というのですか、何かこんなようなのがありますよという話の中で、スポーツをやる人をふやしていけたらいいなどは考えているのですけれども、ちょっとまだそういったものはないのですが、今後何かしたらの方法を考えていけたらと思います。

それから、次に116ページ、ふれあい塾、ふれあい講座等の関係なのですけれども、吉田集会所地区の中でふれあい講座、ふれあい塾というのをやってまして、ふれあい講座につきましては、地区の人だけでなく吉田の人全世帯に声をかけまして、この中で参加をいただいて実施しているということで、これにつきましては、6講座開催いたしまして、6講座の回数が45回ほどあったわけなのですけれども、その中でいろいろなものに参加をいただいている。ただ、なかなか参加につきましては、1講座が6人だったり8人だったりというのがありますけれども、6講座を開催し、そしてふれあい塾ということでありますが、これにつきましては、小学生学級というような形で載せてありましたものでありまして、七郷小学校の先生方にご協力いただきまして、学校が終わった後、水曜日なりあと夏休み等、25回ほど開催いたしまし

た。それで終わった後、大体学校が終わって2時間程度ですか、2時間弱ですか程度開催されております。

人数をちょっと言わなかったのですけれども、ふれあい講座につきましては、延べ人数で486人、それからふれあい塾につきましては、延べ人数ですが317人です。実際の受講者というのがふれあい塾のほうにつきましては18名だったですか、はい。そういう形で前ありました小学生学級を2年前だったですか、名前を、名称を変えましてこのような形で実施しているということであります。

それから、133ページですか、青少年健全育成の関係なのですから、こちらに載せているのは、安全協の事業ということではなく、相談員協議会、それから健全育成委員会の補助金というような形でなかなかやっているものというのが出ては来ないのですけれども、子供たちにつきましては、いろんなことというのはある程度やっていますし、また大人というかある程度いった年配の方、一番なかなか難しいのがこの青少年という若い人たちが集まってという話なのですから、これにつきまして、こちらで実際にやっているものというのは、下にあります放課後子供教室というのがありますが、その中で演劇の関係、それからバンドの関係等、若い人たちが集まって、青少年健全育成委員会を中心にやってはいただいているのですが、なかなか時間がとれないなり、若い人たちがなかなか自分のことというのはいろいろほかのものがあって集まっていただけないような部分がありまして、こちらでやっているのはバンドなり今言った演劇なりというのが健全育成のほうを中心にやっております、青少年につきましては、何かしら生涯学習の公民館活動の方でも今までもいろいろ計画等もしたこともあるのですけれども、なかなか人数が集まらないというのですか、ちょっとそんな状況ですが、ただそう言っているばかりではなく、どんな形でとか、またよその状況等もありますので、ちょっと確認した上で何かよいものがありましたら考えていきたいと考えています。

それから、その下の放課後子供教室なのですから、これにつきましては、今まで昨年、以前18年までは直接健全育成委員会が主催となっていた中でやっていたのが、はじめて昨年は町予算を計上した中で実施していくということで、公民館のほうへお願いしまして、公民館のほうを中心にやっていただいております。それでやっていることというのは、実際昨年度は親子パソコン教室、夏休み子供パソコン教室、また子供裁縫教室、子供お菓子づくり教室、それからジュニア科学教室、そして子供のバンド教室、そしてまた体験ツアーというような形でちょっとバンド教室がかなりの回数を占めていますが、バンド教室を抜かしても15回程度はやっております。これ

は状況でよろしいですか。放課後子供教室はこの状況であります。

それから、図書館の図書の購入につきましては、図書館長のほうからお答えいたします。

○**渋谷登美子委員長** 小黒図書館長。

○**小黒準三教育委員会生涯学習課知識の森嵐山町立図書館館長** 137
ページの備品購入費の図書及び視聴覚資料というところなのですが、こちらは本とCDとかDVD、ビデオ等の備品購入で買っております。まず、毎週金曜日が全部発行されたものが図書館のシステムの中にコンピューターで業者のほうから、契約している業者のほうから入ってきます。それで水曜日にうちのほうが発注したこの図書とか視聴覚資料についての注文した件数が全部入力されます。それでふだん館の利用者の方がうちのほうに見えて、今うちのほう探したけれども、本がないということで新刊が欲しいとかと書くのですけれども、そのときに一応リクエストカードというものに書きまして、それで館のほうも書いてあるからすぐそれを買うということではなくて、本ですとある程度流行、多過ぎても貸し出しが多くなるような本をやはり買うということで考えております。ですから、今現在流行しているからすぐ欲しいという本はなかなか財源的に考えますと、すぐ何でも入れるわけにいきませんので、その場合は他館のほうに相互貸借ということで出しまして、あるかどうかの確認して、あいていればそちらのほうから借りて利用者に貸し出すという方法をとっております。

以上です。

○**渋谷登美子委員長** 川口委員。

○**川口浩史委員** 体育施設なのですからけれども、件数が減っているのもあるのですけれども、結構伸びているのもありますので、それで町民の傾向としてスポーツを指向するのが高くなってきているのかなとお聞きしたのですが、ちょっとまだわかってないみたいですので、わかりました、それは。もう少し様子を見て。

それと116ページのふれあい講座、塾なのですが、中身をちょっとお話していただくのは難しいでしょうか。伺わせていただければと思います。

それと青少年健全育成会、一番の悩みは課題は人数が集まらないということで、確かに一番頭の痛い問題だなと思います。粘り強くやっていただくのしかない、今はないかなと思うのですけれども、なかなかこの世代への支援というもののいろんな要求があってしかるべきなのですからけれども、なかなかそれが行事に出てこないというのが現状かなというふうにお話し聞いていて思いました。担当の人には頑張ってくださいようにお話していただければと思います。

図書館なのですが、なるほどそういうことで買うわけですか。それで昨年のお話ですと、図書の要望がないということであるわけですが、実際どうだったのでしょうか。どんな本を買われたのか、どんな傾向の本を買ったのか、参考までに伺わせていただきたい。

○渋谷登美子委員長 田幡生涯学習課長。

○田幡幸信教育委員会生涯学習課長 ふれあい講座、ふれあい塾の中身ということですが、ふれあい講座につきましては、健康ダンス教室、それからカラオケ教室、それから手芸教室、それから手話歌教室、それからストレッチ教室。そのほか合同でやったりとかそういうようなこともあるのですが、町の歴史と文化財探訪、それから先ほどのふれあい塾というのは小学生なのですが、子供たちとの交流事業ということで、グランドゴルフ教室、それからおやつづくり、もちつき大会、これら子供たち等に一緒にやっておりまして、一番最後にこのふれあい塾、ふれあい講座ということで、一緒に集会所まつりというような形で最後今までの成果発表というのですか、これをやっているということでございます。

そして、ふれあい塾につきましては、先ほどお話ししたのですが、学校で終わった後、そちらに行って2時間程度やるというお話させていただいたのですが、集まった中で学校の先生が中心になっていますので、終わった後集まった中でプリント学習というのを簡単に先生がつくったものを15分程度実施し、その後先ほどパソコン教室とかそれから夏休みになりますと、夏休みの課題、それから折り紙、また体験としましてグランドゴルフ、それからおやつをつくったり、スキー教室、それから書き初めの練習等々このようなものをふれあい塾の中ではやっております。それで終わった後というのは、また一緒に先ほどと同じ集会所まつりの中で子供たちがつくった作品等の展示をしたりしているということであります。

図書館につきましては、図書館長のほうから答弁させます。

○渋谷登美子委員長 小黒図書館長。

○小黒準三教育委員会生涯学習課知識の森嵐山町立図書館館長 どういう傾向の本ということなのですが、今現在手持ちのこちらの資料の中では、かなり冊数になりますので、どういう本の傾向というデータは持ち合わせしておりませんが、買い方としますと、一般図書と児童図書という分け方で大まかで大体分けております。それで今一般図書のほうですと、約2,200冊、それで児童図書ですと792冊、それで後は主なので、19年度は特に百科事典が紙ベースのが19年度で最後になるということで、新しく全部改訂されましたので、百科事典を一応大きいのでは購入しております。

以上です。

○渋谷登美子委員長 川口委員。

○川口浩史委員 ふれあい講座とふれあい塾なのですが、こうして中身をお聞きして、どうも人権の問題とどう結びつくのかなという疑問がわくわけですよね。つまりこういうことが結びつくのですよというものが何かおっしゃられるのでしょうか、ちょっとそういうことだけ伺いたいと思います。

○渋谷登美子委員長 田幡生涯学習課長。

○田幡幸信教育委員会生涯学習課長 集会所学習の小学生学級、ふれあい塾なのですが、私がちょっと人権関係を言わなかったのですが、私も、人権についてのただ話というのではなく、あの中で、やられている中で優しさなり思いやりというような部分というのも当然あると思うのです。そういう中であの中で実際やってますが、例えばちょっと勉強もありますよということで基礎学力というのも多少、多少という言い方変ですが、やってますし、仲間づくりということでありますし、それから1年生から6年生まで実際入ってまして、上の方が下の人を見てくれるとか、そういうような形等々もありますので、まるっきり人権関係がないという意味ではなくて、こういう中でいろんなことを学んでいっているということでもあります。

以上です。

○渋谷登美子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○渋谷登美子委員長 なければ、生涯学習課の質疑を終わります。

以上で歳入歳出実質収支に関する調書及び財産に関する調書等の添付書類の質疑は、すべて終了いたしました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

◎散会の宣告

○渋谷登美子委員長 本日はこれにて散会いたします。

なお、次回の決算審査特別委員会は、10月6日午前9時30分から行いますので、ご了承願います。

ご苦労さまでした。

(午後 4時13分)